

札幌市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめ、暴力行為等生徒指導上の課題が多様化、複雑化、個別化している現状に対して、学校と福祉機関等が連携した支援が必要であり、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒のおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを9名委嘱し、教育委員会は、学校長から派遣要請があった場合など、必要に応じて市立学校にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー9名（うち1名はスーパーバイザー兼務）
- ・資格：社会福祉士6名、精神保健福祉士6名、保育士2名、教員免許状3名（重複有り）
- ・勤務形態：一人年間180時間（1回3時間×週2回×年30週を基本とするが要請に応じて不定期に活動）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」は定めていないが、平成20年4月にスクールソーシャルワーカー活用事業実施要項を定め、年度ごとに見直している。また、生徒指導研究協議会でスクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業について周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 スクールソーシャルワーカー9名

（2）研修回数（頻度） 月に1度、年間12回

（3）研修内容

スクールソーシャルワーカーが対応しているケースについて、スーパーバイザーが必要に応じて助言を行う他に、スクールソーシャルワーカー全員が集まるミーティングを月例で行い、事例交流等の研修を行っている。

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカー全員が集まり、それぞれが抱えているケースの対応について交流を行うことは、家庭や児童生徒への支援に係る多くの情報を得ることができるなど、問題を抱えている児童生徒及び保護者へのより適切な対応につながった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

- ・前述の研修会において、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。
- ・担当案件の数や内容を基に、新規案件の担当者調整。

（6）課題

スクールソーシャルワーカーが支援の必要な家庭にコンタクトをとることができるのは不定期であることや、他の仕事に従事しているスクールソーシャルワーカーもいることから、月に一回のミーティングが、遅い時間帯の開催であったり、その時間が十分に確保できなかつたりすることがあった。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校内での暴力及び家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策、⑤暴力行為）

当該児童は、他の児童に対し叩く、蹴る、物を投げるなどの暴力行為や授業中の立ち歩き等がみられ、他の児童が授業に集中できない状況であった。また、愛着障害を背景とする行動も見られるため、保護者に専門機関への相談を勧めたが継続しておらず、家庭や親子関係を含めた状況の把握と改善に向けた支援のため、SSWを派遣することとした。SSWは、授業参観において当該児童の様子を確認した後、母親と面接を行った。母親は仕事や育児などの負担感が大きいことを訴えるとともに、夫婦間のDVや経済的な不安も含めた家庭環境が当該児童に与えている影響を心配していた。

専門機関への相談の意向もあったため、過去に関わりのあった児童相談所の面談を調整し、母親と当該児童に同行した。その後、母親に家庭を支援する専門機関を紹介するとともに、学校に対してはDV被害を含めた母親の不安や生活における負担感の大きさ等について伝えた。SSWの支援によって、学校や専門機関が家庭に対し連携した関わりを持てるようになったこともあり、母親の負担感を軽減することにつながった。その後、当該児童による暴力はほとんどみられなくなり、学業不振などの課題への取り組みを検討できるようになった。

【事例2】不登校及び家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

当該家庭は父親が失職しており、母親がパートで稼働している。精神科受診歴のある母親は、父親が離婚の意向を示していることもあり精神的に不安定な状況である。

当該生徒は不登校傾向であり、担任が家庭訪問しても当該生徒に会えることが少ないほか、保護者との連絡がつきにくい状況である。当該生徒の不登校状況の改善及び母親の進学に対する経済的な不安の解消のため、SSWを派遣した。母親は、夫婦間のことや経済面を含め、今後の生活のことなど多くの悩みを抱えていたため、生活や就労を支援する機関の相談員を紹介し、面談にも同席して母親のサポートを行っていくことになった。その後、当該生徒とも面談し、入学後の経済的支援について説明を行い、高校入学後は当該生徒の相談先を高校と調整した。その後、両親は離婚し、母親は生活や就労を支援する機関の支援のもと、新たな生活を始めた。当該生徒は、高校へ毎日登校している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校が家庭と連携を図ることが困難で対応に苦慮している事例に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭に働きかけたり関係機関等とのネットワークを構築したりするなど、コーディネーター役として専門性を発揮することができた。また、長期間学校とかわることができなかった児童生徒や保護者とSSWがかわることで、問題の解決に向けて効果的に学校を支援することができた。
- ・平成27年度における不登校児童生徒の支援状況は、約2割の児童生徒が登校出来るようになるなど状況が改善し、他の案件においてもそれぞれの状況に応じて継続支援を行っている。
- ・対応に苦慮している学校に対し、対応の仕方等についてスクールソーシャルワーカーが教職員へ助言することにより、校内における有機的な支援体制の構築を図ることができた。また、学校と外部機関の連携を支援することにより、学校の不安や心配を軽減することができた。

（2）今後の課題

- ・困難事案を抱えている学校は、スクールソーシャルワーカーの派遣によって問題がすぐに解決することを期待するが、状況の改善には時間を要することが多い。スクールソーシャルワーカーの対応は、福祉的なかわりを継続することが基本であることなど、学校や関係機関にスクールソーシャルワーカーの役割や活動について理解を求めていく必要がある。
- ・支援が必要な家庭とのコンタクトは遅い時間帯になることが多く、勤務時間が不規則になっている。

千葉市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことにより、各学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会（指導課2名、教育センター1名、養護教育センター1名）に配置することにより、担当指導主事、スーパーバイザー、スクールカウンセラー、関係機関との連携がスムーズに行える環境となっている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・社会福祉士 4名（うち3名は教員免許状あり）
- ・年間560時間勤務（週4日、1日4時間勤務を原則としている）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活用指針は策定し、SSWには周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 全スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- 研修会：年3回
- 定例会：月1回程度

（3）研修内容

- 研修会：活動方針及び計画について、教育関係機関の施設見学・事業説明、講話
- 定例会：事例検討、情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- 教育関係機関の施設を訪問することで、より連携が取りやすくなった。
- 事例検討を行うことで、SSWの意見交流や意識の統率が図れる。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 統括スーパーバイザーを設置し、SC・SVを含めた組織的な相談体制をとっている
- 活用方法 研修会におけるスーパービジョンの場と、ケース会議の前後に助言できる場を設定している。

（6）課題

- 事案への対応が増えてくることで、研修時間の確保が難しくなる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③④）

(1) 家庭環境及び本人・家族の状況

小学校5年男子。2年生頃から欠席が増え、4年生から全欠。兄弟も不登校だったり、児童相談所に保護され児童養護施設に入ったりしている子もいる。不登校の理由は不明で、下の子の面倒をみていると言う話もある。保護者とは連絡が取りにくく、家庭訪問をしても本人の確認ができない状況が続いた。生活保護受給中。

(2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

- ・社会援護課から保護者に対して生活指導を行う。生活保護費の支給日に本児を連れてくるよう働きかける。
- ・健康課と連携し、下の子(未就学児)の様子から家族の状況を把握し、家庭支援の方針を共有する。
- ・学校とは別に家庭訪問を行い、保護者あて・本児あての置き手紙で、寄り添う姿勢を示す。
- ・児童相談所のケースとして扱い、リスク判断や虐待アセスメントを行い、本児の安否確認のため保護者への指導、安否確認を行うよう働きかける。

(3) 経過

本児の安否確認ができた。登校はできないが、父との連絡はとれる状態を維持している。要保護児童対策協議会のケースとして今後も安否確認をしながら家庭支援とともに、本児の登校を促していく。

【事例2】家庭環境のための活用事例（④⑥）

(1) 家庭環境及び本人・家族の状況

小学校4年女子・中学校1年女子の姉妹。母に精神疾患があり、父と口論になり包丁を取り出したこともある。

(2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

- ・家庭支援のために病院のソーシャルワーカーや、健康課と連携し、母を安定させる。
- ・小中学校は本児たちから家庭状況を確認しながらSCのカウンセリングにつなげる。
- ・児童相談所、警察と情報共有し、緊急時の対応をお願いする。

(3) 経過

本児たちの登校状況に特に問題は生じていない。学校はSSWやSCからの助言を参考に、本児たちの様子から気になることがあれば児童相談所に通告することも考えている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○昨年度71件の支援を行い、32件について「問題が解決」あるいは「支援中であるが好転」した。

今年度は7月末日現在で59件の支援を行い、26件について「問題が解決」あるいは「支援中であるが好転」に至っている。

○教育センター、養護教育センターに配置したことにより、両センターの相談事案にSSWの助言が可能となった。

(2) 今後の課題

○各学校や関係機関に対して、スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解をさらに進めるために、効果的な周知を図ること。

○スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図ること。

○長期化、複雑化する事案へのより良い対応と見極めを行うこと。

横浜市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市のスクールソーシャルワーカー（以下SSW）は、学校における児童生徒及び保護者等への指導の中核であり、外部機関との連携の窓口である「児童支援・生徒指導専任教諭」に対して、ケース会議の持ち方や外部機関との連携の仕方等を支援や助言を行うことにより、学校の課題解決力の向上を図りながら、いじめ・不登校・虐待・居所不明児童生徒等の置かれている環境から生じる課題の予防及び解決を目指す。

（2）配置計画上の工夫

学校が児童支援・生徒指導専任教諭を中心として、福祉等の様々な外部機関と連携するにあたり、指導主事の指導のもと、SSWが助言・調整をして、連携が機能できるよう、4方面の各方面学校教育事務所に配置し、学校の要請に応じて派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 19名（1名は統括SSWとして人権教育・児童生徒課に所属）
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、教員免許、心理に関する資格
その他SSWの職務に関する資格
- ・勤務形態 非常勤嘱託員 週30時間勤務（7.5時間×4日）
※週4日勤務（月～金の内）午前8時30分から午後5時（含1時間の休憩時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

学校における組織の中心的役割を担う児童支援・生徒指導専任教諭等がSSWと協働し、問題を抱える児童生徒やその家庭を支援するとともに、その過程で学校自らが課題解決の力をつけていくことねらいとする「横浜型」としてSSWの活用をしている。

平成24年度に「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を全市立学校に配布し、校長会や各協議会等で活動方針や養成方法等を周知した。平成26年度からは、更なる活用の促進に向けて、より簡潔な「スクールソーシャルワーカー活用のリーフレット」を全校配付し、関係機関にも適宜配布している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

4方面の各方面学校教育事務所に配置されているSSW（計18名）全員を対象に、年間を通して研修を計画・実施している。

（2）研修回数（頻度）

15回程度（月1回を原則とし、必要に応じて複数回実施している）

（3）研修内容

- ・横浜市の学校支援体制について ・関係機関との連携について ・学校支援の実際（事例検討）
- ・児童生徒支援・生徒指導専任教諭の役割と育成について等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・関係機関との連携について

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 有（大学教授等有識者等に依頼している）
- ・活用方法 必要に応じてアドバイスや、SSWの在り方についての研修を依頼している。

（6）課題

- ・各学校教育事務所に配置されている19名のSSW全員が、横浜市として同じ方向で学校支援をしていくための共通理解のあり方
- ・SSWの専門性の向上及び人材育成のための専門研修の持ち方

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困と不衛生な家庭環境を背景とした不登校の生徒に対する活用事例（①③）

（1）ケース概要

中学3年生女子生徒。家族構成は、父親、母親、本人。父親は病気のため働けず、生活保護受給。母親は片付けができない上に、猫を拾ってきては室内の至る所で排泄をさせていたため、家は近所でも有名なゴミ屋敷と化していた。本人や持ち物からは強い異臭が漂い、周囲を気にした本人が登校を渋るようになったため、学校は学習や進路指導に支障を来していた。

（2）支援内容

- ・学校長からの要請により訪問。学校と共に家庭と本人の課題を整理。家庭環境の改善のために行政的な支援を得ることを目的とし、子ども家庭支援課、生活支援課、生活衛生課（害虫駆除）に働きかけ学校主催の機関連携ケース会議を開催。会議では本人や母親の力を損なわないよう指導的な関わりではなく、意向に寄り添った支援を行うことを確認し、①本人に生活保護世帯の生徒を対象とした学習支援を活用して居場所と学習の機会を確保する、②学校と学習支援団体が情報を共有し本人の学力向上を目指す、③母親と繋がりのある生活支援課が状況確認のために家庭訪問する、④子ども支援課が主任児童委員とともに地域の状況を確認することとした。

（3）支援後の経過

- ・母親は頑なに片付けを拒否していたが、地域や生活支援課が寄り添い、本人の学習支援が成果を上げる中で少しずつ態度が軟化。ワーカーに「家が片付けられなくて困っている」と打ち明けられるようになったのを機に、助言を受けて飼い猫を手放し、ゴミ捨てができるようになった。本人は一日も欠かさず学習支援に参加し希望校に合格。不衛生な状況は少しずつ解消され、衛生に気遣う本人の努力によって臭いの問題も改善した。

【事例2】 家庭の養育環境に課題がある児童に対する活用事例（①③④）

（1）ケース概要

小学校4年男子児童。家族構成は、母親、本児、妹（4歳）、弟（2歳）。精神疾患を持つ母親は気分の浮き沈みが激しく養育力は乏しい。妹や弟の世話をさせるために本人を登校させていない。本人の学習の遅れは著しく無気力な表情が多く見られる。母親は「学校なんて行かなくてもどうでもいい」と言って教育相談を拒否しているため、学校は支援に行き詰っていた。

（2）支援内容

- ・学校長からの要請により状況を確認。要対協個別ケース検討会議に参加。会議では、家族歴から母親の養育能力を細かく分析し、母親の理解・実行が可能な支援策と本人の学習機会の確保について具体的に検討し、役割分担を行った。

（3）支援の経過

- ・母親は、一人では出来ない子どもの通院や手続き等を子ども家庭支援課のケースワーカーとともに行うことで少しずつ養育に向き合うことが出来るようになった。また、保育所の登園時間が配慮されたことにより、母親は無理のない送迎ができ、妹・弟の登園回数が大幅に増えた結果、本人は登校できるようになった。取り出しでの学習が進むにつれ、本人に落ち着きと明るさが戻り、宿泊学習にも参加。得意の炊事で大きな笑顔を見せるに至った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

横浜市教育委員会において、本事業に対する評価のために、年度末全市一斉に「SSWの活用状況について（調査）」を実施している。その結果、SSWを派遣した学校の多くは、一定の効果や適切な支援につながっていると感じている。

また、SSWによるケースの見立てや手立てについては、SSWを派遣した学校の8割以上が「理解できた」または「一定の理解はできた」と学校は認識している。具体的には「ケース会議」で具体的な視点が見いだせ、医療や福祉等様々な機関と連携ができ、適切な支援へとつながった等の認識をしている。

（2）今後の課題

- ・学校への適切な活用方法の一層の周知
- ・SSWの専門性の向上及び人材育成のための専門研修の持ち方
- ・人材確保の在り方

川崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等、児童生徒の問題行動については、極めて憂慮すべき状況にある。こうした児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒自身の心の問題とともに、家庭・友人関係・地域・学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡みあっていると考えられる。よって、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識を用いて様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、児童生徒の支援を行うことにより課題解決を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

各区役所におかれている教育委員会学校教育部の、区・教育担当の一員として配置し、各区役所のケースワーカーらと連携の上、チームの一員としてそれぞれの専門性を活かし、総合的な子ども支援、学校支援に当たれるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：8人
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士、教員免許
- ・勤務形態：4日/週、29時間/週、市非常勤嘱託職員

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカーの役割や業務内容、連携可能な関係機関等を載せたマニュアルを作成（平成26年3月）し、スクールソーシャルワーカーに配布。それをベースとしながら、事例研修会や専門研修会において具体的な事例をもとにしながら、さらなる共通理解を図ったり、より活動しやすい体制等について話し合ったりしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・年12回

（3）研修内容

- ・大学教授より指導・助言を受ける専門研修
- ・実際のケースをもとにした事例研修
- ・スクールカウンセラー等との合同研修
- ・他機関が主催する研修や会議への参加による情報交換
- ・関係機関の視察 等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・すべて

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：なし

（6）課題

- ・8名のSSWが各区役所に勤務し、常に顔を合わせているわけではなく、また、課題も各区や各学校の状況により様々であるため、8名全員が希望する研修が難しいこと

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】養育状況に課題を抱えた家庭のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

小学生女子。母子家庭で生活保護世帯。母親は精神疾患を持っている。本人が不登校になり、しばらくして、困った母親が学校に相談をする。その後、スクールソーシャルワーカーにつながる。

母親との面談では母親の病状の重さが語られた。調子が悪い場面を本人が常に目撃していることから、本人が母親のことが心配で離れようとしていないことが要因のひとつとして考えられた。

生活保護課、障害福祉課、児童相談所、学校と連携し、情報交換を行い、役割分担をした。そのことで、母親が安心して相談できる場が出来、母親の安定へと繋がる。本人とも面談し、母親のことが心配な気持ちと、休んでしまったので勉強についていけないと悩んでいることがわかる。母親については、母親が相談して帰ってきたときの元気な姿をみたことで、母親のことも皆で支えていくことがわかり安心した様子。勉強については、学校が取り出し支援を行い、そこに通うことを目指した。その後、取り出し支援に通い学んだことが本人の自信へと繋がり、クラスの活動にも参加できるようになった。

【事例2】学習に課題がある子ども(きょうだいともに不登校)のための活用事例（③不登校、⑥その他）

小学生男子。欠席、遅刻が多い。

対象児はクラスになじめず、低学年から登校しぶりが続いていた。登校しても、大きな音が苦手だったり、ざわざわした雰囲気になじめなかつたりすることなどから、別室で個別に授業を受けていた。通級に在籍していた時期もあるが、現在は中断。対象児には、小学校高学年から不登校になっている中学生のきょうだいがあり、母は、本児のみではなく、中学生の子の心配や不安も抱えていた。スクールソーシャルワーカーは、児童支援コーディネーターの紹介で母との面談や子の個別授業の様子を観察した。その結果、本児の不登校の背景には、①本児が抱えている発達の課題 ②きょうだいともに不登校であることから母が疲弊し、児への登校を促しづらくなっている状況 ③上の子が不登校であることによる本児の登校意欲の減退 ④母子分離ができにくくなっている 等があると考えた。

問題の軽減に向けて、スクールソーシャルワーカーは母との面談を繰り返し、まず、母の労をねぎらい不安の軽減に努めながら、児童生徒本人を発達の専門機関につなげた。学校での体制については、児童支援コーディネーターの先生が中心になり、本人が安心して学習できる環境を整えた。中学生のきょうだいの不登校に関しては、母を中学校のスクールカウンセラーにつなげた。母はスクールカウンセラーの助言や情報提供を受け、中学生のきょうだいの不登校についても、前向きに検討しはじめた。

その後この子は相談機関のグループに参加。学校では、本人自ら希望しクラスで授業を受けるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本市でのスクールソーシャルワーカーの活動は、充実してきている。たとえば、訪問活動のうち家庭への訪問活動は、26年度183回に対し27年度365回と約2倍。支援状況では、問題が解決したケース・支援中であるが好転したケースともに昨年度比1.5倍以上と増えている。

これは、平成25年度からの区役所機能再編による子ども総合支援体制の拡充で、スムーズな接続と連携がなされている結果であると思われる。これにより、各々の児童生徒に対し丁寧に向き合い、よりきめ細やかな対応ができていると考えている。

（2）今後の課題

導入から8年、未だ本市ならではのスクールソーシャルワーカーの活動を追究している段階である。引き続き研修に講師を招いたり、他都市の例を参考にしたりして、活動を充実させていきたい。あわせて、地域・保護者への周知についても、機会を捉えて重ねていきたい。

相模原市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

家庭環境に起因すると考えられる長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携・協働し、事態の改善に向けて、福祉的側面から働きかけや支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫か

青少年相談センターに配置し、学校からの要請に応じて派遣している。原則として南区に1名、中央区に3名、緑区に1名を地区担当としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置	青少年相談センター	5名
資格	精神保健福祉士	3名
	臨床心理士	1名
	幼稚園教諭1級	1名
	社会福祉士	2名
	中学校教諭免許状	1名
	高等学校教諭免許状	1名
	専門学校教諭免許状	1名
	社会福祉主事	1名
	産業カウンセラー	1名

勤務形態 週4回 7.5時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を策定した。周知方法としては年度始めに学校担当指導主事が各校を訪問し、管理職及び担当教諭に説明している。また、イントラネットにおいて電子データで格納し、教職員なら誰でも閲覧できるようにしている。

（盛り込んでいる主な内容）

1. 本市におけるスクールソーシャルワーク
2. スクールソーシャルワーカーが要請を受ける主なケース
3. スクールソーシャルワーカーの主な活動内容
4. スクールソーシャルワーカーの要請方法
5. 青少年教育カウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携・協働
6. 活用例 など

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー 5名

（2）研修回数（頻度）

- ①スクールソーシャルワーカーケースモニタリング 年間2回
- ②スクールソーシャルワーカー研修会 年間 5回（2回は講演会 3回は事例検討会 どちらも大学教授による）

（3）研修内容

- ①ケース検討会議
スクールソーシャルワーカー5名が継続受理しているすべてのケースについて、現在の状況の確認及び、今後の方向性を検討する。
- ②事例検討会
法政大学、岩田美香教授から現在の受理しているケースの中で、複雑な事例をあげ、それについてのスーパーバイズを受ける。

（4）特に効果のあった研修内容

- 事例検討会
実際に関わっているケースの中でも非常に複雑化しているケースについての専門的な立場からの助言をいただけることで、今後の方向性が明確になった。また、そのような中で、新たな視点を学ぶことができ、今後のケースに関わっていく上でも視野が広がった。

（5）スーパーバイザーの設置と活用方法

○SVの設置 設置なし

○活用方法

（6）課題

スクールソーシャルワーカーによる支援、研修が進み、スクールソーシャルワークについて、教職員への啓発も進んできたが、まだ活用のない学校も見受けられる。さらに、スクールソーシャルワーカーの役割、活動について周知し、学校での活用を進めていく必要がある。

また、現在のスクールソーシャルワーカーの体制を検証し、増員や配置体制についての検討を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】「不登校」生徒のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

中学校2年生 男子（Aさん）

一人親家庭（母子）

不登校状態で、担任が家庭訪問をしてもAさんになかなか会えず、母親との連絡もほとんど取れなかった。SSWは校内ケース会議で情報を整理し、母親の経済的な不安がAさんに影響しているという見立てを行った。また、校内で担任をフォローする体制を整えた。SSWは担任の家庭訪問に同行して母親との信頼関係を築き、福祉サービスの利用につなげた。

経済不安が軽減すると、無理な勤務状態が改善し、母親がAさんに関わる時間が増え、Aさんの表情も明るくなった。担任が家庭に届けるプリントを使って少し

ずつ勉強の遅れを取り戻したAさんは週に1日、放課後に登校し、教室で学習するようになった。そろそろクラスでみんなと一緒に勉強してみようかなという気持ちになっている。

【事例1】「不登校」生徒のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

中学校2年生 男子（Aさん）
一人親家庭（母子）

不登校状態で、担任が家庭訪問をしてもAさんになかなか会えず、母親との連絡もほとんど取れなかった。S S Wは校内ケース会議で情報を整理し、母親の経済的な不安がAさんに影響しているという見立てを行った。また、校内で担任をフォローする体制を整えた。S S Wは担任の家庭訪問に同行して母親との信頼関係を築き、福祉サービスの利用につなげた。

経済不安が軽減すると、無理な勤務状態が改善し、母親がAさんに関わる時間が増え、Aさんの表情も明るくなった。担任が家庭に届けるプリントを使って少しずつ勉強の遅れを取り戻したAさんは週に1日、放課後に登校し、教室で学習するようになった。そろそろクラスでみんなと一緒に勉強してみようかなという気持ちになっている。

【事例2】「校内問題行動」児童のための活用事例（①貧困対策、⑥その他（発達障害））

小学校5年生 男子（Bさん）
一人親家庭（父子）生活保護需給

Bさんは遅刻が多く、授業中歩き回ったり、教室から出て行くこともあった。S S Wは問題行動の背景に本人の発達課題と父親の養育力の弱さがあるという見立てをした。S S Wは学校と行政機関と一緒にケース会議を開催した。会議で父親への養育についての助言を虐待担当課が、金銭管理の助言や医療機関受診のチェックを生活保護担当課が、そしてスクールカウンセラーはBさんと面接し、学校生活や家庭について話を聞くということにそれぞれの機関の役割を確認した。また、S S Wは情報を集約し、連携調整を行った。

不在がちであった父親は各機関の助言を受け、Bさんと一緒に毎日家で夕食を食べるようになった。Bさんはスクールカウンセラーに父親が料理する様子などを話すようになり、現在は遅刻もなく、落ち着いて授業を受けるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成27年度の新規相談受案件数は27件、前年度からの継続件数27件を合わせ54件のケース数。校種別では、小学校が31校、中学校が20校、その他が3件で前年度に比べ継続受案件数は減少。これは、早期に学校に訪問してコンサルテーションを行うことに重点を置いて活動してきたため、ケースが重篤化する前に主訴が解決できるようになったため。

受理したケースで表面化している子どもの状態としては「長期欠席」「欠席がち」の状態が87%を占め、課題となる環境要因としては「養育」や「保護者に係るもの」が多い。

支援状況としては、学校や家庭、関係諸機関への「訪問活動」や「校内ケース会議」「関係機関を交えたケース会議」への参加などの支援を実施。

	平成27年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合
新規受案件数	27	50%	20	30%
前年度からの継続件数	27	50%	46	70%
合計	54	100%	66	100%
終結件数（割合は「終結/合計」）	17	31%	27	41%

課題となる主な環境要因	養育	22件	41%	33件	50%
	保護者の精神面	12件	22%	14件	21%
	親子関係	4件	8%	11件	17%
	保護者の考え方	11件	20%	5件	8%
	不明	5件	9%	3件	5%

表面化している子どもの状態	長期欠席	43人	80%	36人	54%
	欠席がち	4人	7%	17人	26%
	学校内での問題行動	4人	7%	10人	15%
	非行	0人	0%	1人	2%
	問題行動の未然防止	0人	0%	2人	3%
	その他	3人	6%	0人	0%

■支援状況

訪問活動回数		平成27年度	平成26年度
	学校	762回	515回
	家庭	196回	381回
	関係機関等	152回	137回

校内ケース会議		平成27年度	平成26年度
	開催回数	373回	357回
	扱ったケース数	305件	113件
	参加教職員数	1,329人	1,039人

関係機関を交えたケース会議		平成27年度	平成26年度
	開催回数	120回	71回
	扱ったケース数	64件	42件
	参加教職員数	718人	353人
	参加関係機関人数	280人	142人

■平成27年度研修会実績

市内小学校研修会	7回
市内中学校研修会	3回
その他研修会等	7回

(2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカーの役割、活動についてさらに周知し、学校での活用を進める。
- 現在のスクールソーシャルワーカーの体制を検証し、増員や配置体制についての検討を図る。

新潟市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

緊急度が高く、学校だけでは対応困難な生徒指導上の諸問題（いじめ、不登校、暴力行為、非行等）について、専門的な見地から児童生徒、保護者、学校等に具体的な支援や働き掛けを行う。特に、児童生徒や保護者の環境への働き掛けを行い、問題の解決、解消を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 教育委員会学校支援課生徒指導班スーパーサポートチームとして配置する。
- ・ 学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 2人（新潟市教育委員会学校支援課に配置）
- ② 資格 社会福祉主事
- ③ 勤務形態 一日の勤務時間は6時間（10:00～17:00 昼休み1時間）。年間では1,404時間以内。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ① ビジョンの策定
 - ・ 成果指標：非行、暴力事故の解消率（%）
 - ・ 事業内容：情報交換会、問題行動が発生した場合の招集・協力、情報収集・緊急対応

- ② 周知方法

「新潟市教育ビジョン後期実施計画」の基本施策2「(5)非行等への対応」に、成果指標と施策を構成する事業の一つとして記載。新潟市教育ビジョンについては、各学校園に冊子として配付するとともに、新潟市のホームページ上でも公開する。また、校長会等において、実際にどのようなケースでSSWが関わっているか具体的に説明し、周知徹底を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、新潟市教育委員会学校支援課指導主事、市立小中学校管理職・担当者

（2）研修回数（頻度）

- ・ 生徒指導研修会（市教育委員会主催、年3回）への参加
- ・ スクールソーシャルワーカー研修会（県教育委員会主催、年1回）への参加
- ・ その他ソーシャルワークに関わる研修に参加（不定期）

（3）研修内容

- ・ 児童生徒の自律性と社会性を育む生徒指導の在り方
- ・ 個別の事例についての検討及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 生徒指導研修会への参加により、市の進める生徒指導の方針や方向性、児童生徒の問題行動等の原因や背景、対応の在り方への理解を踏まえて事案に対応することができている。
- ・ 県主催の研修会に参加することにより、県のSSWとの交流、情報交換等を行うことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

SSWの業務についての報告、相談等をSVが受け、その都度必要な指導や支援を行っている。

（6）課題

SSWの力量を高めるための効果的なスーパーバイズの在り方について、検討・工夫していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困と特別な配慮を要する親をもつ不登校児対応の活用事例

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

父、母、本児の3人家族。職人で知的に境界値疑いである高齢の父親、身体的疾患を患い、以前に療育手帳を所持していた母親（無職）と本児は暮らしている。本児は小学生の頃から完全不登校であるが、両親は本児とどのようにかかわればよいかわからず、途方に暮れていた。

(2) 支援内容

- ・ 父親面談を実施し、経済面の支援・家庭内のホームヘルプサービス利用が必要であることが明確になった。（父親の退職後、福祉サービスがないと本家庭は破綻する）
- ・ 区役所 健康福祉課 児童福祉係とのケース共有会を行い、父親の相談同行支援を行う。
- ・ 本児の発達の偏りや歪みを再アセスメントする為・不登校相談の為に児童相談所を利用した。（いずれは、本児の療育手帳をする為の目的もあり）
- ・ 区役所の保健師とも連携し、母親の療育手帳を再取得してもらうべく働きかけている。

(3) 支援後の経過

- ・ 児童相談所の介入により、両親の意識の変化が見られる。
- ・ 本家庭とかかわる各々の機関が連携することにより、本ケースをより俯瞰的に見ることができ、適切なかわり方を検討していくことが可能となった。
- ・ 小学校と中学校が連携を図りながら家庭訪問を行い、本家庭への支援が滞りなく行われている。

【事例2】母子関係の悪化から家庭での問題行動を繰り返す不登校児対応の活用事例

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

母、本児、妹の3人家族。本児には不登校になった頃から母の私物を荒らす等の行為があった。母は本児に対し強い拒否感を示し、家庭内で本児の行動範囲を制限。母子間の言い争いが増え、次第に母に対する暴力行為がみられるようになった。

(2) 支援内容

- ・ 母との面談を実施し、本児との関わりや生活環境を確認しながら状況の改善に向けて話し合う。
- ・ 別担当による本児面談を定期的実施。本児の気持ちの受け止めと不登校支援を行う。
- ・ 中学校の関係職員、児童相談所、民生委員と情報共有のためのケース会議を行い、児童相談所へのつなぎや地域での見守り、学校での不登校支援について確認した。

(3) 支援後の経過

- ・ 母と本児で児童相談所に相談。本児へのさらなるアセスメントを実施した。
- ・ 本児は毎日別室登校するようになり、高校進学に向けて学習意欲が高まった。
- ・ 母は本児に対する拒否感や行動制限はあるものの、本児の高校進学を応援し生活環境を少しずつ整えている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

① 活用実績

- ・ 学校等への出動回数：H26 374回、H27 434回
- ・ 関係機関等とのケース会議：H26 59回（53件）、H27 108回（73件）

② 成果

- ・ 不登校、いじめ、児童虐待、非行・不良問題、貧困等家庭環境の問題、発達障がいにかかわる問題等、多岐にわたる事案に活用した。
- ・ 学校からのすべての要請に対してSSWを派遣するのではなく、派遣の必要性や解決に向けた学校のビジョン等を十分検討した上で派遣することで、学校とSSWがそれぞれ対応すべきケースの峻別を図った。
- ・ 出動回数、関係機関等とのケース会議が大幅に増加した。個々のケースが複雑化する中で、支援に必要な各機関との連携を積極的に図ることができた。

(2) 今後の課題

- ・ SSW活用ガイドラインを作成し、SSWの仕事について周知徹底し、積極的に活用を促す。
- ・ SSW活用の増加に伴い、SSWの増員を行うこと。
- ・ SVの活用のあり方を検討し、より効果の上がる制度にすること。

静岡市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSWr」）を小・中学校に配置又は派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市内12支部のうち10支部に各1校ずつ単独校として小学校16校を定め、SSWr8名で対応した。
- ・単独校以外の派遣対応時間を各支部9～26時間ずつ分配し、支部内におけるSSWrの有効活用を図った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数…8名（内1名はスーパーバイザーを兼務）
- ・SSWrの主な資格…社会福祉士や精神保健福祉士、またはそれに準じる資格を有し、実務経験のある者。
- ・勤務形態…単独校への勤務は、週一日（6時間）、年間35週とした。また、派遣要請対応については、学校からの要請を受け、支部ごと分配されている時間内で適宜勤務することを基本とした。しかし、支部からの要請時間が、分配されている時間を越えた場合は、配置校の時間を流用することを可とし、派遣校の児童生徒にも十分な対応ができるよう配慮した。尚、勤務日、一日の勤務時間などについては、実施要綱の範囲内で弾力的な運用を可とした。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・静岡市SSWr活用事業実施要綱に基づき、実施計画書を作成した。実施計画書には趣旨、事業の実施方法、いじめ防止等のための基本方針におけるSSWrの役割、SSWr配置計画を盛り込んだ。
- ・教職員にSSWr活用事業の普及・啓発を図るため、市教委学校教育課所管事務説明会や生徒指導担当者会、スクールカウンセリング事業連絡協議会等で実施計画書等を配付して説明した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSWr8名、配置校のコーディネーター担当教職員16名

（2）研修回数（頻度）

- ・SSWr連絡会議を年4回開催し、その中で研修の機会を設けた。
- ・静岡市教育センター主催の研修会の中で、SSWに有益な研修会を年2回選び、SSWrの悉皆研修とした。
- ・月に2回、スーパーバイザーが本課に出勤する日を設け、スーパーバイズの時間を確保した。

（3）研修内容

- ・SSWr連絡会議ではSSWrが日頃の活動内容を報告し、成果と課題を明確にするとともにスーパーバイザーよりスーパーバイズをしてもらうようにした。
- ・静岡市教育センターの主催する研修会、「学校と親の新たな関係づくりを考える」「役割と連携 各関係機関の役割と相互の連携について パネルディスカッション」に全員が参加をした。また、静岡市子ども家庭課の主催する様々な研修会には、多くのSSWrが自主的に参加をした。
- ・スーパーバイザーの本課勤務日に各SSWrが進行中のケースについて、電話や直接来課してスーパーバイズを受けた。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・第2回SSWr連絡会議には、配置校のコーディネーター担当教職員が出席した。その会議では、4～7月の活動内容を振り返ったり、情報交換をしたりして、SSWr活用方法についての課題が明確となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有
- 活用方法 上記（2）、（3）を参照

（6）課題

- ・スーパーバイズの設定時間と各SSWrの要請の時間とが重なることも多く、スーパーバイズを十分に受ける時間を全員に確保できなかった。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】対人暴力を繰り返す児童と喪失体験をもつ母親への支援（①貧困対策、⑤暴力行為）

相談内容
小学校中学年男児。母子家庭。母親は離婚に至る過程で精神疾患を発症。長女の不登校問題に加え、本児の育児についての悩みも抱え、学校に対して批判的であった。本児による三週連続の他児への暴力事件が発生。
手だて（役割分担）
○SSWR…1. 本児の行動観察、母親との継続面接を通してアセスメントした情報を担任と共有し、担任による本児と母親への理解及び関係作りのためのサポートを行う。2. 母親の心情を共感し、その努力を肯定的支持し、心理教育的サポートを行う。及び母親の学校に対する批判的感情の緩和と関係調整を行う。3. 本児の行動特性をふまえ、法務少年支援センターの活用を学校及び母親に提案し、教育とは違った領域との連携を図る。4. 長女に対する中学校側の対応状況を把握し、小学校と中学校が連携した家庭支援体制作りを行う。 ○学校…1. 担任による日常的支援を通しての本児の学校生活の安定化を図る。2. 担任のストレス軽減、及び本児の見守り支援のため、管理職、学年部によるバックアップ支援体制作り。 ○関係機関…1. 法務少年支援センター（静岡少年鑑別所）：考査統括による本児の行動観察、ケースネット会議を行い、心理的・司法的知見に基づくコンサルテーションを行う。2. 中学校：小学校との情報共有により連携した家庭支援を行う。
成果
【成果】1. 少年鑑別所が支援対象とする子ども・保護者・家庭に対する支援方法、及び司法領域の心理専門職による知見を得たことにより、学校による本ケースへの理解が深まったとともに、学校における役割の明確化、及び新たな視点も含めた生徒指導体制の推進が図れた。2. SSWRの調整・仲介的役割により、学校と保護者との関係が改善した。

【事例2】生活困窮に追い込まれた母子家庭への緊急及び包括的支援（①貧困問題、③不登校 ④その他…母の精神疾患）

相談内容
中学校の養護教諭より電話。母子家庭。不登校の男子生徒。母親は失業。精神疾患。多重債務。家の中はゴミの山。本児との会話のなかから、母親の残金は数円。ライフラインは長期間止まったまま、食事の欠如等の生活状況がわかる。
手だて（役割分担）
○SSWR…1. 一般社団法人てのひらによる本児と母親に対する支援拡充のための仲介・連携。2. 本家族が抱えている状況及び必要とされる支援に対する中学校側の理解の促進を図ることで、学校が担える役割の明確化を行う。3. 中学校を中心とした関係機関の情報共有化を図るための仲介を行い、本家庭に対する関係機関による包括的支援体制作りを進める。 ○学校…1. 本児と母親との信頼関係がある養護教諭を中心とした支援、及び管理職も含めた学校全体でのバックアップによる本児の学校生活の安定化（例：個別ニーズに即した丁寧な学習指導等）、及び母親との関係作りのための支援。2. 関係機関活用のための連絡・連携。 ○関係機関…1. 生活支援課：生活保護受給に伴う支援。2. 児童相談所：本児の心理検査、母子面接の継続による支援。3. 保育児童課：日常生活支援事業、児童扶養手当の手続き、相談による支援。4. 学校教育課：学校への支援、関係機関の調整。
成果
【成果】1. 即日の緊急対応により、母子の生命の安全と生活困窮の改善ができ、母子の心理的安定、及び本児の好転（表情の明るさ、意欲・自己表現の向上等）が図れた。2. 学校を中心とした公民の関係機関による地域生活支援のための包括的支援体制が構築できた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・年間対応児童生徒数：配置校で519人とH26年度の331人よりも大幅に増加。配置校以外でも139人でH26年度の105人よりも増加。市全体としてSSWRが関わる生徒が大幅に増え、支援が広がった。
- ・機関連携ケース会議数は、配置校では91回（H26 45回）配置校以外では55回（H26 37回）と増加し、学校と関係機関と積極的に連携し、多くのケースで関係機関がチームとして対応していることが伺える。
- ・年度末に行った学校アンケートでは、「複雑な家庭問題を抱えるケースに対して、99%がSSWRを有効に活用できた」と答えるなど、SSWRの活躍は学校側にも大きく評価された。

(2) 今後の課題

- ・学校からの要請に対して、SSWRが効果的なタイミングで対応できていないケースもある。原因として、時間、人数の不足があげられる。事業拡大のための予算拡充。
- ・SSWR活用事業の効果的な活用（中学校からの派遣要請を増やす。）

浜松市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校に福祉的視点（児童・生徒の問題を、個人と環境の不適合として捉える）を導入し、家庭や地域との連携促進、関係機関との協働体制の強化を図り、不登校やいじめ、問題行動の未然防止や早期発見、早期解消を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ①拠点校型 S S W を、市内各区の 1 小学校に配置する。
- ②学校からの要請により、教育委員会が実態を調査し、必要性が認められた場合、区内に配置されている S S W を派遣する（①以外の小・中学校が対象）。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数 : 9 名
- ②資格 : 社会福祉士 4 名、精神保健福祉士 3 名
(他 3 名も、社会福祉士を取得中)
教員免許状 6 名
- ③勤務形態 : 活動時間は原則 1 日 6 時間以内、午前 9 時から午後 4 時とする。
ただし配置校の実態や活動上の必要性等に合わせて変更可能とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

S S W 活用事業のねらい・活動内容・組織体制等を記載した「S S W 活用事業概要」を作成し、年度当初、教育委員会から各小・中学校に通知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

S S W 及び事業担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

原則月 1 回

（3）研修内容

- ①指導主事への活動報告及び情報共有を目的とした S S W 連絡会の開催
- ②対応が困難な事例検討

（4）特に効果のあった研修内容

市児童家庭支援センター長をアドバイザーに招き、困難事例の検討を行う

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ① S V の設置 : 有
- ② 活用方法
 - ・教育委員会配置の S S W が、S V として各区を担当する S S W に対する助言・指導を行う。
 - ・困難事例のケース会議に同席する。

（6）課題

より効果的なスーパーバイズのあり方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】小・中学校及び関係機関の効果的な連携のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

スクールカウンセラーが不登校児童の母親と面談したところ、母親が精神疾患のため不調が続き、家事全般が滞っていることが分かった。経済的困窮と養育の問題が大きいことから、学校はS S Wの派遣を要請。S S Wは、母親との信頼関係構築に努めながら、生活保護ケースワーカー、障害者相談支援事業所相談員と連携し、母親の障害福祉サービス利用が可能となるように支援した。また校内ケース会議をコーディネートし、本児のアセスメントを校内で共有し、本児の自己肯定感を高めることを目標とした支援を検討した。さらに卒業にあたって、支援を確実に引き継ぐための小学校、中学校、関係機関との連携ケース会議を開催した。母親の協力も得られるようになり、本児は遅刻がちではあるが中学校に登校している。

【事例2】地域人材と協働して支援に取り組み、不登校の改善に成果をあげるための活用事例（③不登校、⑥心身の健康・保健に関する問題）

長期にわたる家庭内の不和により心身の健康を崩し不登校となった児童。学校から相談を受けたS S Wは、本児のアセスメントに基づき登校を焦らないことを校内で共有し、家庭訪問による本児との関係構築、医療機関受診勧奨を行った。本児が学習の遅れを心配したため、主任児童委員、S S W、教員が家庭での学習を支援するとともに、本児の話をじっくり聞くことに努めた。支援が功を奏し本児は健康を回復して学校に復帰することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① S S Wの活動の周知が進み、派遣対応が大幅に増加している
 - ・ 派遣対応校数 25年度 50校→26年度 74校→27年度 98校)
- ② 学校生活上の問題の背景に家庭環境や発達障害等に関する問題があるケースに対して、福祉の専門性を生かした支援を行うことにより、状況が改善する件数が増えている。
 - ・ 26年度にS S Wが継続的に支援した児童生徒数 435人のうち、問題が解決・好転した人数は166人であった
- ③ S S WとS Cが互いの支援ケースの情報交換を行う、S S Wが提案するケース会議にS Cの参加を依頼する等の取り組みにより、それぞれの専門性を生かした役割分担が進んでいる。
- ④ S S Wがコーディネーター役となり、関係機関や地域人材との連絡調整を積極的に行っている。
 - ・ 27年度の関係機関とのケース会議開催回数 180回

（2）今後の課題

- ① 問題の未然防止、早期発見と支援を図るために、全ての学校でS S Wの活用が可能となる体制の検討や、事業拡大のための財源確保
- ② S S Wの人材確保と育成、及び専門性の向上

名古屋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒の生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰を目指す。

（2）配置計画上の工夫

名古屋市教育センターに置く生徒指導相談員をスクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用。

（3）配置人数・資格・勤務形態

主任相談員1人、相談員12人の合計13人を配置。全ての相談員が教員免許状を有す。4週間を平均して1週間30時間とし、別に命ぜられた場合を除き、1日について午前9時から午後4時までの間で6時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。（1人当たり年間勤務日数243日、時数1,458時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 名古屋市教育振興基本計画にて、活動方針等を策定し周知する。
- ・ 相談員が、年度初めと年度途中の年2回、全小中学校を訪問して周知を図る。
- ・ 申込書の裏面に、相談内容・対象・場所・時間・回数・申し込み方法・問い合わせ先を明記。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

主任相談員1人、相談員12人の合計13人。

（2）研修回数（頻度）

- ・ スーパービジョン：1人当たり年間約24回実施
- ・ 事例検討会：グループで年間12回実施
- ・ 全体研修：年間15回実施

（3）研修内容

- ・ スーパービジョンでは、臨床心理士あるいは社会福祉士から、相談者の心に寄り添ったきめ細やかな関わりを行うことができるように、担当する個々のケースについて、1人あたり年間約24回実施した。
- ・ 事例検討会では、指導主事1人・臨床心理士1人・スクールソーシャルワーカー7人のグループで1事例について検討した。提供者の報告に加え、参加者も提供された事例について「自分が担当するならどう対応するか」について発表し、意見交換を行った。
- ・ 全体研修では、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が研修を担当し、業務内容、訪問相談の在り方、応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関の業務、特別支援教育の内容、就学指導のしくみ、進路指導のしくみ等について学んだ。

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討会で、参加者自身も関わり方を考えるとともに、提供者や他の参加者の関わり方を知ること、自分の関わり方を振り返りながらさまざまな視点を学び、関わり方の幅を広げることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：ケースについてのスーパーバイズ

（6）課題

スクールソーシャルワーカーは教育面での関わり方には大変優れているが、福祉面における知識や手法は十分ではない。教育と福祉の両面から児童生徒が置かれている環境への効果的な働き掛けを進めていくために、社会福祉士、関係機関との連携をいかに密接なものにしていくかが、当面の課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（③、⑥）

<対象> 中学校2年男子

<きっかけ> 中学2年生の9月に、父の生活保護の関係で転居・転校することとなった。本人も転居・転校には了承していたが、転校先のクラスになじめずに不登校となった。

<本人の状況> 転校前の学校では、休みがちではあったが登校はしていた。転校後、10日間程度は登校したものの、不登校となった。本人はおとなしい性格で、自分から積極的に周りに声を掛けることができない。また、「外へ出るのは嫌だ」「人に会いたくない」というタイプである。

当初は「新しいクラスになじめないから」という理由で欠席していたが、途中から「新しいクラスでいじめられたから」という理由に変わっていった。それを受けて、父も祖母も本人も転校前の学校への再転校を強く希望するようになった。

<家庭の状況> 父と本人の2人暮らしである。また、近隣に住む祖母が週に1回程度様子を見に来る。

<相談の経過> 転校前の学校への再転校を、父、祖母、本人が強く希望しており、また、「新しいクラスでいじめられたから」不登校になったという気持ちが学校の受け止め方と違っていることで、学校への不信感がかなり強いところからの相談開始となった。また、臨床心理士からは「転校によって、本人を支えていた環境が根こそぎなくなっている。再転校も視野にいれるべき」とSVを受けた。

学校、教育委員会、子ども応援委員会（本市に平成26年度に設置されたスクールアドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールポリスからなる相談機関）、区役所の民生子ども課と、名古屋市教育センターの訪問相談員（スクールソーシャルワーカー）が関わっており、学校を中心としてそれぞれが連絡を取り合ったり、対応を検討する会議を開いたりした。

並行して訪問相談では、本人と会話を中心とした相談を進めた。関係機関の連携により、再転校が認められ、本人の不登校状態が改善されたため、名古屋市教育センターの訪問相談は終結となった。

【事例2】不登校対応のための活用事例（③）

<対象> 小学校6年男子

<きっかけ> 知的障害の疑いがあり、学習についていけず、友達からも孤立していたため不登校になったと考えられる。

<本人の状況> 小学4年生から登校渋りが続いていた。本人には知的障害が疑われ、運動面でもぎこちなさがあった。それを父は分かっていたものの、本人が特別支援学級への入級に否定的だったため、決断できずにいた。

学習についていけず、周りの友達から避けられたり、からかわれたりしていたが、あからさまないじめの対象になるということではなかった。登校してしまえば、教室で普通に過ごすことができていた。

<家庭の状況> 父、姉、本人、妹の4人

<相談の経過> 臨床心理士のSVからも、中学校入学のタイミングで特別支援学級への入級が望ましいと思われた。特別支援学級への抵抗感を減らし、スムーズな入級ができるように、本人の不安感を取り除けるよう努め、父とも繰り返し相談をした。また、小学校在籍時から、中学校の教頭と連携を取り、必要な支援が得られるようにした。相談の場を学校に設定し、相談室でトランプを使った算数のクイズに取り組んだり、神経衰弱をしたりして、学校の中で、学習する楽しさを味わうことができるようにした。

結果、本人も中学校の特別支援学級への入級を希望し、4月以降休まずに登校することができているため、名古屋市教育センターの訪問相談は終結となった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成27年度の学校復帰率 50.0%

（2）今後の課題

不登校の要因が、親子関係、家庭生活の急激な変化、家庭内の不和、虐待、家庭の経済状況にあると思われるケースが増えつつある。社会福祉士の視点から、どのような福祉的支援が受けられるのか、どの機関と連携していくことが必要かについて、相談者の将来を踏まえた具体的なスーパーバイズを受けられることが大切である。社会福祉士の訪問相談への同行、関係機関との密なるネットワークの構築など、専門家や専門機関のさらなる有効活用が今後の課題である。

名古屋市教育委員会 2

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市では平成26年度から、いじめ、不登校を始めとする児童生徒が抱える問題への専門的な対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、スクールソーシャルワーカーに関しては、問題を抱える児童生徒が置かれている環境への働きかけ、福祉や行政など関係機関等とのネットワークの構築や連絡調整を主な目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。スクールソーシャルワーカーは1チームに1～2名を配置。拠点となる学校では常勤的活動を行いブロック内の小中学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 13人
- 資格 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状 等
- 勤務形態 一般任期付職員（常勤）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

なごや子ども応援委員会の事業内容や、活動内容について記載したリーフレットを新たに作成し、関係機関等に配布した。また、校長会等学校関係者が集う場所で活用についての説明をした。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー13名

（2）研修回数（頻度）

年40回程度

（3）研修内容

- ・教育・学校文化理解に関するもの
- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップに関するもの
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの
- ・事例検討会 など

（4）特に効果のあった研修内容

- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの
- ・事例検討会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：無
- 活用方法

（6）課題

対応業務が増加している中で研修内容や研修回数を精査する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策・不登校の活用事例（①、③）

小学生の頃から不登校の中学校男子生徒について学校から子ども応援委員会に相談があった。本家庭は父子家庭で、生活保護を受給している。

スクールソーシャルワーカーが生活困窮世帯の子どもの学習サポート機関とつながり、生徒と話をした。「生活体験を積むこと」、「信頼できる大人のかかわり」、「少人数の子どもたちとの交流ができる居場所」が必要というスクールカウンセラーらの見立てから区役所の子ども担当課や福祉課と連携し、週2回の学習サポートを軸に放課後児童デイサービスの利用にもつなげた。サポート塾や児童デイの相談員が父の面談を定期的に行い、家庭支援の役割も担ってくれた。

生徒は学習や様々な活動に参加し、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとも関わりながら成功体験を積んだ。特に卓球に興味を持ったので、学校の部活の話をするに関心を持ち、三学期から少しずつ登校するようになった。卓球部にも入部し、毎日登校している。

【事例2】 不登校児童対応のための活用事例（①、③）

不登校になった中学校特別支援学級の女子生徒について、学校から子ども応援委員会に相談があった。本家庭は母が精神的に不安定で、本生徒も引きこもりがちになっていた。

スクールソーシャルワーカーが家庭訪問し、本生徒と関わりながら、父の協力も得て、放課後児童デイサービスの通所を促すとともにスクールカウンセラーが母の面談を行い、気持ちの安定を図った。

また、生徒が「針路」を考えるためのケース会議をスクールソーシャルワーカーが呼びかけて開催。生徒、父母、学校、福祉関係者、子ども応援委員会（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー含む）が集まり、生徒本人の希望を聞きながら進学先や、進学に向けての活動プランとサポート体制を考えた。

特別支援学校に合格し、学校と放課後児童デイに通うことになった。家庭と生徒の支援は今後も必要と思われるので、特別支援学校高等部と連携して切れ目のない対応を行っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ 7,033 件、対象となった児童生徒数は実数で 1,294 人であった。

そのうち、スクールソーシャルワーカーとしては、延べ 2,494 件、対象となった児童生徒数は実数で 404 人であった。主な支援内容は不登校の生徒や保護者への対応、家庭環境や親子関係に問題のあるケースへの対応などであった。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの具体的な活動や対応について引き続き広く周知していく必要がある。
- ・学校や関係機関等にスクールソーシャルワーカーの存在や活動内容が浸透し、対応件数がさらに増加してきたときに配置人数を検討する必要がある。

京都市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・支部配置（23名）

拠点校（小学校）の属する行政区等ごとの支部を担当し、当該支部の小・中学校を巡回又はニーズに応じた支援を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：25名（スーパーバイザー2名を含む）
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を有する。
- ・勤務形態：非常勤嘱託職員（週1日8時間×年間35週＝合計280時間を基本とする。）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

事業実施要項やガイドラインで指針を示し、4月当初のスクールソーシャルワーカー事業説明会で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー

（2）研修回数（頻度）

月1回

（3）研修内容

毎回担当者とテーマを決め、各自が関わった事例をもとに、子どもたちの抱えるあらゆる課題への対応策等を議論・検討し、個々人のスキルアップを図っている。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ケース会議の実施について
- ・障害者福祉の制度について

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置：2名
- ・活用方法

配置校への巡回等により、スクールソーシャルワーカーへの指導助言や教職員への助言を行う。

（6）課題

京都市スクールソーシャルワーカーは、他の職も兼務しており、全員参加できる日を設定することが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】複数要因が絡む不登校生徒に係る活用事例（①貧困対策，③不登校，④児童虐待）

母子家庭，生活保護受給世帯の中学校生徒で，級友とのトラブルを契機に欠席が継続し始めた。学校の指導によりトラブル自体は解消したものの，登校再開にはつながらなかった。

不十分な家庭の養育環境の中で，級友とのトラブルで発生した不安感が一層悪化しているのではないかとの見立てを行った。

そこで，母子共にSCのカウンセリングにつなげた。さらに，福祉機関と連携して母への就労支援や引越しによる住居環境の改善を行うとともに，生徒本人に対しては，関心に沿った目標設定や補習により，登校に向けての動機づけを図った。結果，本人の安定的な登校と学校生活につながった。

【事例2】発達障害を持つ児童に係る活用事例（⑥発達障害）

小学校低学年の児童で，多動傾向があり，友人との距離感がつかみにくく手を出してしまう等のトラブルが多かった。

過去に発達検査を受けてADHD傾向と診断されているが，ASDの傾向もあるのではとの見立てを行った。

本児は身体を動かすことが得意であるため，休み時間に級友と体を動かして遊んだり，運動が上手くできたときには褒めるなどして自信をつけさせた。結果，友人とのトラブルは減少した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが参画する校内ケース会議を開くことで，教職員の役割分担が明確化するとともに，校内での連携が深まり，児童・生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また，児童相談所・子ども支援センター等，他機関との日常的な連携が強化され，児童生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーとしてのより高い専門性の確保
- ・配置拡充のための人材確保

大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもたちが置かれている環境への働きかけや、関係機関とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。また、校園長及び教職員と協働することにより、教職員のスキルアップを図るとともに、校園内チーム体制の構築を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーが区との連携を深め、各校園への支援を柔軟に行うことができるよう、それぞれが3～4区を担当し、担当区内の校園からの要請に応じて派遣を行った。派遣中心の活用であるが、派遣要請のない日は、それぞれの拠点校（中学校）で、校区の小学校を含みながら、支援を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 6名
（社会福祉士の資格を有する者6名。そのうち、精神保健福祉士の資格も有する者1名、教員免許状も有する者3名）
- ・週3日、1日6時間の勤務（年間120日）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・教育委員会事務局における運営方針に、具体的取組および業績目標を記載し、ホームページ上に公表。
- ・「スクールソーシャルワーカー活用の手引」を全校園に配付。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー 6名

（2）研修回数（頻度）

- ・毎月

（3）研修内容

- ・毎月開催している連絡会において、事例検討や情報交換等を行い、スーパーバイザーからのスーパーバイズを通してスクールソーシャルワーカーのスキルアップを図り、エンパワメントしている。
- ・日常の活動の中で、必要があればすぐに個別のスーパーバイズを受けることができる体制を整え、共通理解が必要と思われる知識や視点については、連絡会の際にスーパーバイザーからの講義や資料配付を通じて全体で共有している。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・さまざまな事案に対するスーパーバイザーからのスーパーバイズ。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・設置している

○活用方法

- ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーとともに学校を訪問したり、ケース会議へ出席する。
- ・連絡会における、スクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズ。

（6）課題

- ・夏季休業期間中など、比較的時間が確保できる時期を活用した研修会等の実施。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校へ登校するための活用事例（①貧困対策、③不登校、④児童虐待）

中3女子と母との家庭。母、就労しておらず、生活保護を受給。

1年時は遅刻・欠席等はなかったが、2年時より少しずつ遅刻・欠席が目立つようになってきた。3年になり、給食時にあまりに多量に食べることから担任が心配し、様々な情報を収集したところ、母の交遊関係のために家に居場所がなく深夜徘徊を繰り返していることや、母からほとんど食事を用意してもらえていないことがわかってきた。さらに本人は否定するものの、母が働かないため、当該生徒が縁日の屋台などで働き、その収入を生活費にあてているのではないか、という情報も入ってきた。

学校からの相談を受け、SSWより区の子育て支援室との連携、要対協への相談、見守り体制について学校に提案を行うとともに、夜間に母親が不在になる、当該生徒が労働している、などの事実が明らかになれば大阪市子ども相談センター（児童相談所）に通告するよう助言した。また、当該生徒が信頼している教員を中心にしたチームに、SCとの連携や情報収集の方法などについて提案を行い、安心して登校することができるよう、全教職員で共通理解を図った。

学校と連携した区の子育て支援室や民生委員が母への支援を行うことで、食事の用意等をするようになるなど、家庭状況も改善していった。さらに教員が積極的に関わり、エンパワメントしていく中で遅刻・欠席も少なくなり、学校生活にも前向きになっていった。

【事例2】登校と進学のための活用事例（①家庭環境の問題、③不登校、④児童虐待、⑥発達障がい）

小6女子と父、母との家庭。父、就労しておらず、母のみ就労。

6年生になり、興奮して高所へ登ったり、校舎窓から飛び降りようとしたりするなどの危険行為が目立つようになった。家庭と連携を図ろうとしたが、父が自分で解決しようと抱え込み、当該児童が危険な行為をするたびに暴力をふるうようになった。このような状況で当該児童は不登校になるなど、事態は悪化していった。また、当該児童・保護者とも進学に向けた意識がまったく高まらず、このまま中学校へ進学することに危機感を持ち、学校はSSWへの相談を行った。

SSWより別室における支援体制づくりなど、登校、さらに落ち着くことのできる場所づくりについて提案を行った。また、さまざまな情報を視覚的に伝えることで先の見通しを持たせ、進学への意識を高めていく手段について提案を行い、これらを全教職員で共通理解した。さらに当該児童に対して過干渉である父については、学校だけでなく各機関も巻き込んだ関わり方を提案した。それを受け学校は、大阪市子ども相談センターや区の子育て支援室、SSWや主任児童委員も参加するケース会議を実施し、当該児童・保護者への支援のあり方について協議した。

各方面からの支援もあり、父の当該児童への接し方も変わっていった。さらに医療機関にもつながることで当該児童は少しずつ落ち着き、登校するようになった。また、教職員の支援により中学校への希望を持つようになっていった。その結果、無事に卒業を迎え、中学校へ進学することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各校園の教職員と協働したチーム体制づくりを推進し、スクールソーシャルワーカーが直接支援を行った校園では、組織的対応の体制が確立されていっている。
- ・支援対象になった児童生徒数はのべ1237人で、前年度と比較すると約17%増加している。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、より積極的に有効活用を図る。特に、各課題に対して早い段階での児童生徒支援や保護者支援、関係諸機関との連携等、組織的対応体制の確立のために、派遣を積極的に進めていく。
- ・平成28年度2名増員を行うが、今後も多岐にわたる支援要請に応える人材の育成と、SSW増員に向けての人材の確保が課題である。

堺市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題や児童虐待に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを派遣し、課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・2名を「チーフ（派遣型）」として活用する。（要請に応じて学校に派遣）
- ・6名を「区担当（拠点型）」として6小中学校に配置する（要請に応じて拠点校以外にも派遣）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 8名
- ・資格 社会福祉士5名、精神保健福祉士4名（重複あり）
- ・勤務形態 年間活動回数は、1名につき140回とし、1回の活動時間は概ね3時間
1日の活動回数は、3回を上限とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項に、事業の目的やスクールソーシャルワーカーの活動内容等を定め、各学校園に文書で通知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・全スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・月1回程度

（3）研修内容

- ・スーパーバイザーによる講演
- ・情報交換や事例検討

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ケースに対する具体的なスーパーバイズや意見交換

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 : 有（1名）
- 活用方法 : 研修講師 SSWに対する指導助言

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーは他の自治体等でも活動しているため、研修等の日程調整が困難である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例】不登校改善のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

- 4月、学校より派遣要請があり、区担当SSWとチーフSSWが学校訪問。ケース概要の聞き取りを実施。
- 5月初旬、管理職、学年教員を含む校内ケース会議を実施し、情報の整理と今後の方針を立てる。
- 5月中旬、母の健康状態の把握や接し方の助言をもらうため、母の通院先へ教員と共に訪問。
今後のケース会議への参加を交渉。
- 5月下旬、母と病院のPSWが来校。週に1回程度の家庭訪問の実施を決定。

その後、教員と共に家庭訪問を続け、本人への声掛けや関わりをもちつつ、母の相談相手という役割を担う。また、定期的に母の通院先への訪問や、教育センター教育相談員を含むケース会議を行うことで、支援の効果を図り、今後の方向性を学校と関係機関等で決めていった。

【本人】

- SSWや教員の話に耳を傾けるようになってきた。
- 母との関わりも増え、2人で外出できるようになった。
- 年度末には友人と出かけることもできた。

【保護者】

- 母は、通院と共に自身の体調管理に努め、本人との関わり方がよい方向に変わっていった。
- 家庭訪問の際は、母へのねぎらいや評価を意識的にすることで、教員への不信感も取り払われていき、学校との関係が改善され、母自身の落ち着きを取り戻した。

【学校】

- 校内で抱えていた問題を、病院、教育センターと共有しながらケースを進めていくことができ、互いの協働意識が高まった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成27年度 継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況
765件のうち「問題が解決・改善した」ケースは414件で、解決・改善率は54%

（2）今後の課題

- ・SSWの活動回数が限られているため、迅速に対応することが困難な場合がある
- ・SSWの人材確保と資質向上

神戸市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

近年、特別な配慮を必要とする子供の増加、保護者の養育について課題を抱える家庭、ネットに絡む子供の問題行動の複雑化と広域化等、子供を取り巻く環境が複雑化しており、学校だけでは解決できにくいケースが増加してきている。そのため本市においては、平成26年度より子供を取り巻く環境を調整するため、関係機関等とネットワークを築く福祉の専門家「スクールソーシャルワーカー」を教育委員会事務局に配置し、学校と関係機関の連携を一層進めていくこととした。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会事務局に配置し、次の場合にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

- ① 学校園・関係機関等より派遣要請を受け、教育委員会が必要と判断した場合
- ② 事案の発生や情報交換等により、教育委員会が派遣必要と判断した場合

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：1人

資格：社会福祉士、精神保健福祉士等の資格保有者に準ずる者

勤務形態：1日6h・週5日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカーの巡回指導での情報、学校・関係機関等との情報交換及び学校等からの要請（以下：要請等）により、教育委員会にて状況等を判断し、スクールソーシャルワーカーを派遣する。

スクールソーシャルワーカーは当該学校等において現状把握し、その情報等に基づき、教育委員会が派遣期間、関係機関の招致等の判断を行う。さらに、派遣されたスクールソーシャルワーカーは子供を取り巻く環境を調整するため、学校、家庭、地域及び関係機関の支援ネットワークを築くなど、必要な活動を行う。緊急的にスクールソーシャルワーカーを必要とする事案が発生した場合は、「学校サポートチーム」として当該学校園へ派遣を行う。スクールソーシャルワーカー派遣要項については、校長会を中心に学校、関係機関等へ周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

週1回

（3）研修内容

- ・週1回行われる本市教委事務局 生徒指導係の係打合せに参加
- ・本市生徒指導係が担当する研修会に参加

（4）特に効果のあった研修内容

- ・各区担当主事、関係機関との情報の交換
- ・スクールカウンセラー関係の研修による連携強化

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置：配置なし

（6）課題

- ・貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう他の関係機関等と連携しながら研修できる体制を整える。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】保護者に課題があり不登校傾向にある姉妹への対応のための活用事例（①）
～SSWと学校、区保護課、子育て支援課、障害者地域生活支援C、事業者との連携～

1. 世帯状況 父、母、中学3年長女、小学3年（4人家族）現在は3人家族
2. 概要 父は就労中の怪我が原因で就労困難になり生活保護を申請。身体障害者手帳を取得し、グループホームに転出。家庭のキーパーソンであった父の転出により、母親の金銭管理を含む家事能力、子育て力等に課題があることが判明し、検査の結果、母親が療育手帳を取得したことで、活用できる福祉サービスは全て利用。世帯に介入できる方法と支援者が増えた。
3. 経過 ともに連絡のない欠席が続く小学校、中学校は情報交換をしながら訪問、迎えに行くなどの取組を続け、保護者指導を重ねてきた。
 - 月○日 <指導主事を通して、子ども家庭センター通告について学校と協議>
あわせて、学校のこれまでの取組状況、方針、学校が把握している家庭状況等を聴取。
 - 月○日 <SSWと区保護課長、CWと情報交換>
保護申請の経緯 母親の障害程度、福祉サービス利用状況の確認。
CWの訪問時の家族内の状況、区子育て支援課との連携状況を聴取。
今後の保護課の方針 世帯員の児童生徒の問題と学校支援協力依頼。
 - 月○日 <SSWと区障害者地域生活支援センター相談員と情報交換>
障害者支援ヘルパー事業者からの報告等の情報提供、訪問時の状況、相談員から見た本世帯支援の課題や配慮事項の聴取。
今後の対応についての協議。学校支援について協力依頼。
 - 月○日 <支援センター相談員が金銭管理の件を名目に家庭訪問>
 - 月○日 <SSWが保護課、地域生活支援センターの情報を学校に伝達>
 - 月○日 <学校、保護課の情報を受け、区保健師が家庭訪問>
子育てリフレッシュ制度の利用や一時保護所の活用等の提案も兼ね、児童生徒の状況確認。
 - 月○日 <SSWが学校に報告し、子ども家庭センターに通告検討を連絡>
関係機関それぞれと協議し、1ヶ月程度様子を見たのち、学校、関係機関は3月上旬に連絡会を実施し、通告も合わせ対応を検討する旨、校長より連絡を受ける。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成27年度、通常の連絡・調整業務等に加え、53校57件のケース対応を行った。（小学校27校、中学校22校、高校4校）
- ・社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーの特性を生かし、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図った。
- ・小学校生徒指導担当教員ブロック会、中学校不登校担当教員ブロック会に参加し、生徒指導担当教員や不登校担当教員との情報交換や指導助言をおこなった。学校や関係機関からの情報により、学校において更なる情報収集と連携体制づくりの手立てをするなど、学校現場での支援活動に努めた。
- ・学校への連携支援の強化を目指し、子育て支援室（各区）や児童相談所との連絡を日常的に行い、関係者との連絡会を開催するなど、更なる連携強化に努めた。

（2）今後の課題

- ・学校を窓口として、家庭的に厳しい状況にある子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、必要な学校において活用できる体制を構築する。（スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの増員と配置方法の工夫）
- ・いじめや問題行動など、学校だけでは対応・解決が難しい事例について、サポートチームの一員としてスクールソーシャルワーカーを活用できる体制の整備をさらにすすめる。

広島市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子どもを取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの問題の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 平成25年度より「事務局配置型」から「拠点校派遣型」へと変更している。
- 各行政区内の拠点校に、スクールソーシャルワーカーを配置している。拠点校は生徒指導アドバイザー（校長OB）拠点校と同一校とし、生徒指導アドバイザーとの連携の強化を図り、児童生徒や家庭へより効果的な支援を図っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：8人
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 勤務形態：月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する運営指針を作成することにより、本市が目指すスクールソーシャルワークやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用のあり方等が明確になり、本事業の適切な運用を図ることができる。活動方針等は運営協議会で説明したり、各機関等へ配付したりして周知するようにしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカーのみを対象とする場合と、福祉・教育の各職種を対象とする場合がある。

（2）研修回数（頻度）

- 運営協議会の実施（年1回）
- スクールソーシャルワーカー活用事業連絡会議（年3回）
- 各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討。
- 各関係機関主催の理論研修や実践発表等。

（4）特に効果のあった研修内容

福祉分野を専門とする大学教授を交えた理論研修及び困難事例等の検討会。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有）
- 活用方法
 - ・ 年2回、県外の大学教授を招聘し、スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討を実施している。
 - ・ 月2回、県内のスーパーバイザーに依頼し、新規採用者を対象とする基礎的な理論研修及び困難事例等に係る助言を行っている。

（6）課題

スクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、事務局内の指導主事を中心とした事例検討会は行えるが、理論研修等の充実が図れていない。そのため、県外の大学教授を招聘する研修会でしか、理論研修等の専門性に特化した研修が実施できない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】問題行動の改善・家庭支援のための活用事例（⑥）

- 本児の状況：小学生男子。登校しているが落ち着きがなく暴れることがある。放課後は万引き、家出、夜間徘徊を繰り返している。
- 家庭の状況：母、本児の2人家族。母は本児の状況に疲労困憊しており我慢できず虐待することがある。
- 関係機関：学校、児童相談所、保健福祉課、警察、民生委員・児童委員、特別支援学校サポートセンター、児童精神科、放課後等デイサービス
- 具体的な支援：学校が主体となって関係機関によるケース会議を開催して支援方針を検討し、チーム学校としての視点を持って以下の支援を行う。
 - ・保健福祉課、SSWが連携し、母親と面接を行い、放課後等デイサービスに繋がるために児童精神科の受診を勧める。結果、ADHDと愛着障害との診断を受け服薬を開始するとともに放課後等デイサービスの利用を開始する。
 - ・学校での適切な学習支援やそれに向けての家庭での支援の助言を受けるために、特別支援学校サポートセンターと連携する。
 - ・警察と連携し、本児の非行に係る母親への助言を行うとともに、児童相談所による母親への指導及び本児の一時保護を行う。
 - ・地域での支援を行うため、民生委員・児童委員と繋ぐ。

【事例2】不登校生徒の支援のための活用事例（③）

- 本児の状況：中学生女子。生活リズムが乱れ、不登校となっている。
- 家庭の状況：父、本児、内縁の母の3人家族。父は就労しているが、内縁母は引きこもり状態である。
- 関係機関：生活課、民生委員・児童委員、適応指導教室
- 具体的な支援：学校が主体となって関係機関によるケース会議を開催して支援方針を検討し、チーム学校としての視点を持って以下の支援を行う。
 - ・生活課と連携し、家庭訪問を通し本児の思いやニーズを引き出した上で適応指導教室について情報提供をする。その後、適応指導教室のスタッフや生活課による丁寧な説明により、本児の通室のイメージや将来の展望が広がり入室することになる。入室後は計画通り通室し、学習意欲や学校復帰に向けての意欲が高まってきている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ケース数（平成27年度）

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
件数	0	141	118	3	3	265

- 支援状況（平成27年度）

状況	家庭環境や子どもの課題（件）		ネットワーク（件）	
	改善や好転している	248	構築できている	265
	現状維持	17	構築中	0
合計	265		265	

- スクールソーシャルワーカーが関わった265件のうち248件は、家族環境や子どもの課題が改善や好転しており、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになってきている。

(2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカーを増員する場合、県内のスクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、専門性の高いスクールソーシャルワーカーを採用することが難しい。
- 支援件数の増加を受け、スクールソーシャルワーカーの増員を図っているが、今後、スクールソーシャルワーカー活用事業の安定と拡充を図っていくためには、雇用条件の整備も重要な課題となる。

北九州市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や暴力行為、児童虐待など、幼児児童生徒の問題行動等の背景には、幼児児童生徒が置かれた家庭等の環境が複雑に絡み合っている場合が多い。このような環境に働きかけたり、学校・園内あるいは学校・園の枠を越えて関係機関との連携を強化するコーディネーター的な存在であるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える幼児児童生徒への対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

北九州市基本構想・基本計画の部門別計画である「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に「スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充」を掲げている。平成20年度に2名で事業開始。平成27年度は8人体制としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数：8人

○資格：社会福祉士又は精神保健福祉士

○勤務形態：【身分】非常勤嘱託職員 【勤務時間、日数】1日7.5時間、週4日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○平成22年度に策定し、SSW活用事業の趣旨・概要や活用の仕方（活動方針）について示している。

○毎年5月の校園長会議でSSWの活用について説明する際に配布している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW

（2）研修回数（頻度）

年12回程度

（3）研修内容

日本学校ソーシャルワーク学会や福岡県スクールソーシャルワーカー協会、その他関係機関が実施する研修への参加

（4）特に効果のあった研修内容

学会や協会が主催する研修は、先進的な事例や専門的な知識を得ることができ、ソーシャルワークのスキル向上につながっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 困難事例に対する指導、助言等

（6）課題

特になし

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】「精神不安定を伴う不登校」を改善するための活用事例（例；③不登校、⑥心身の健康の問題）

<概要>

中学校3年男子と両親の3人世帯。就学援助受給中。本生徒は、PTSD、軽度知的障害で、友人関係が構築できず2年次より不登校となっている。また、本生徒に対する精神科医による継続的な治療がなされていない状況にある。

<対応>

○SSWによる家庭訪問の実施

- ・本生徒との関係を構築し、本人の障害に基づく困り感を明確にし、両親の障害理解を進めるとともに医師による継続的な治療について提案

○本生徒の医療の確保

- ・両親と本生徒の同意のもと、医療受診に同席し、治療を継続的に行うことについて動機付けを行う。

○学校でのケース会議実施

- ・医師による医学的知見を学校と共有し、本生徒の精神状態に配慮した登校刺激を行うこととする。
- ・SSWと担任が連携して特別支援教育に対する動機付けを行い、就学相談につなげることとする。

<結果>

○継続的な医療が確保されたことで精神状態の安定化につながるとともに、本生徒、両親の障害受容が促進された。また、学校が医療と連携することで、本生徒の精神状態への理解が進んだ。

○就学相談の結果、特別支援学校へ転校し、不登校の解消につながった。

【事例2】「貧困家庭の支援」のための活用事例（①貧困対策、⑥発達障害）

<概要>

長男（小4）、長女（小3）、次女（年少）と両親の5人世帯。就学援助受給中。長男と長女は特別支援学校に在籍。学校から「母が2児の対応に困っている。」「子育てについて相談できる所を探してほしい。」という相談があり、SSWを派遣。母親との面談で、子育ての問題以外に、生活に困窮している状態が判明。

<対応>

○母親との面談

- ・両親の浪費のため、高熱水費を滞納し、ライフラインの停止や手元の金銭がほとんどないことが判明

○関係機関との連携

- ・両親に対して3児の一時保護及び生活保護申請を助言し、了解を得る。
- ・児童相談所へ連絡し、一時保護。
- ・生活保護申請に同行し、ライフラインを復旧した後に一時保護を解除。
- ・金銭管理の支援を障害者の相談支援事業所に依頼。

<結果>

○SSWが貧困状態を把握し、速やかに関係機関につなぐことで、表面化していなかった真の課題を発見し、3児の安全確保と生活基盤の整備を行うことができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWの福祉的側面からの働きかけにより、不登校等の問題を解決又は好転することができた（H27 解決又は好転者数：支援対象者445人中190人）。
- ・SSWが対応したことで虐待や経済問題など家庭環境問題が解決・好転するなど、問題解決の土壌づくりが図られた（H27 家庭環境問題の解決又は好転件数：395件中145件）。
- ・SSWがコーディネーター役となり、関係機関と活発な連絡調整活動を行ったことで、学校と関係機関、関係機関相互の連絡体制が強化・促進された（H27 関係機関の訪問・電話等：4,088件）。
- ・SSWが第三者的な立場で関わることで、学校と家庭との関係が改善されるケースが見られた。
- ・ケース会議の実施や関係機関との連携により、学校の問題対応力の向上が図られた。

（2）今後の課題

- ・不登校等の問題に対して早期対応・早期解決を図るためには、人員の増員など体制の拡充を進める必要がある。

福岡市教育委員会

【1】 スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育と福祉の両面から、問題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒の問題の改善を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・不登校や問題行動の背景には、福祉的（経済的、精神的）な配慮を必要とする環境（家庭・地域）を抱えていることが多く、児童生徒に対して早期の段階から支援が望まれているため、小学校に拠点配置をしている。
- ・拠点巡回型22名、派遣型3名を配置 ※平成26年度より、派遣型相談を新設

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数は、26年度より12名増員。27年度は県費配置1名を含め計25名である。
- ・資格は、全員が社会福祉士の資格を有する。
- ・勤務形態は、週に4日（27.5時間）勤務である。
※学校3日、教育相談課1日勤務 ※県費配置は週5日（38.45時間）勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・本市の不登校対策として、教育と福祉の両面から児童生徒を援助する専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちを取り巻く環境条件や社会的人間関係の調整、改善を図り、不登校の減少につなげる。
- ・年度当初の事業説明会において、全小中高の校長・副校長・教頭に対してスクールソーシャルワーカー活用事業について説明を行い、周知している。
- ・リーフレット等を作成し、教職員に対して周知をしている。

【2】 スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー25名

（2）研修回数（頻度）

- ・連絡協議会（年間1回）
- ・全体研修（月1回）
- ・全体会議（学期に1～2回）
- ・部分会（毎週1回）

（3）研修内容

- ・相談センター概要、服務、学校組織についての研修 ※初任者SSW対象
- ・連絡協議会において、スクールソーシャルワーカーの効果的活用について ※配置校長・SSW対象
- ・課題やケースについてのアドバイス（事例検討）や面接技法、交流分析（講義、実技） ※SSW対象
- ・進捗状況の確認や事例検討、必要に応じて課題研修

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討（受け持っている事例での困難さを解決するための指導や助言）
- ・交流分析（対人関係の分析枠組み等の理論）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有（2名）
- 活用方法 スクールソーシャルワーカーからの課題や事例をもとに、スーパーバイザーによる全体会議での指導、助言や研修（講義、演習）を行う。

（6）課題

- ・研修講師の時間調整が困難（時間の確保）
- ・スクールソーシャルワーカーの専門性の向上（資質の向上）

【3】 スクールソーシャルワーカーの活用事例

○事例1 ③不登校、⑤暴力行為

【対象児童生徒】 中学生 女 A

【相談主訴】 学校不適應、非行

【事例概要】 父親、母親、A、妹の4人家族

髪の色や制服等で校則違反があり、生徒指導上で注意をされることが多かったのだが、5月ごろより教師に対する反発が激しさを増していった。学校内を逃げ回ったり、暴れたりすることが続き、教室からも遠のいていった。また非行友達との交流が広がり、夜間蟬集などで帰宅が遅くなったり、友人宅に泊まったりすることも増えていった。2学期は友人トラブルがきっかけでまったく学校へ行くことが出来なくなった。

【支援内容】

- ① Aとの面談の実施
Aの思いを聞き、行動の背景を知るとともに、ニーズを把握する
- ② 家庭訪問を実施
家庭訪問をし、A及び母親に適応指導教室やフリースクールを紹介
- ③ Aや母親、学校の思いを代弁し、それぞれのつなぎを行う
- ④ 母親へ少年サポートセンターを紹介
- ⑤ 夜間蟬集等もあるため、交番へ情報提供を行い、見回りを強化

⑥ 学校復帰の際、受け入れ体制の確認

【支援成果】

面談をする中で、学校にも家庭にも居場所を感じられていないことが分かった。教師に対しては強い嫌悪感を抱いており、そのきっかけとしては担任に言われた「あなたがいると周りに悪影響」という言葉であった。学校に足が向かなくなると、両親との関係も悪化し、学校へ行かないAに対し父親が手を挙げたり、母親がヒステリックになって包丁を持ち出したりすることもあったとのこと。さらに母親の携帯電話を見てしまい、両親が自分のことで喧嘩をしていたり、「産まなければよかった」等といった内容のメールを見つかったりしたことから精神的に不安定な状態であった。

「学校には行きたくないが、勉強はしたい」という思いがあったため、フリースクール等の情報提供を行った。10月頃からほぼ毎日フリースクールに通い、学習を積み重ね、自信をつけていった。

またSSWから母親へ、Aの気持ちの代弁を行うことで、母親も自分自身の行動を振り返りができたこととともに、Aが毎日フリースクールに通うようになり、母親自身も気持ちの安定が図れていったことで、Aに対し穏やかに接することができるようになった。母親との関係が修復されていったことで、家庭が居心地のいい場所となり、Aは春休み中ほとんど自宅で過ごした。

次年度は「普通高校に行きたい」という目標を掲げ、学校復帰を果たし、ほぼ毎日登校し、授業にも参加することができた。

○事例2 ③不登校 ④児童虐待

【対象児童生徒】小3 女児 【相談主訴】ネグレクト

【事例概要】家族構成：母親、長女（中1）、次女（小6）、長男（小5）、本児（小3）、四女（小2）

本ケースは、きょうだいで万引きの常習、その背景として家庭環境における状況が影響しているものとして生徒指導担当者よりSSWに相談がなされた。家庭環境の課題としては、学用品の不整備や校納金の未納ということから経済的不安定さが推測された。また、自宅にて複数匹の猫を不衛生な管理下で飼育していることによる衣服や持ち物からの激しい異臭や汚れがあり、それによる友人との関係づくりにも影響していることが懸念されていた。さらに、本ケースのきょうだいは欠席・遅刻過多であり、特に長女においては中学進学後の欠席が顕著であったことから、小学生のきょうだいもゆくゆくは不登校になるのではないかという心配があり、学校としては早期に改善していきたいとのことだった。

【支援内容】関係機関召集型ケース会議や校内ケース会議を開催し下記の支援を行った。

（◎関係機関との協働、○校内支援）

◎住環境（猫の飼育）整備に関する支援

・日常的な指導（保護課）、母親のサポート、活用できるサービスについての情報提供（子育て支援課）、警告（緊急支援課）、

○学習支援

・担任らの輪番制による週1回の放課後学習支援を実施

○登校支援（SSWの直接支援）

・トークンの活用、週1回待ち合わせをして一緒に登校

・登校できたときは、シールだけでなく、本児が好きな髪の毛のアレンジを+α

○身だしなみに関する支援

・月1回の養護教諭による身だしなみ講座（養護教諭による支援）

・ネガティブな声かけではなく、正しいおしゃれの仕方といったポジティブな声かけ（SSWによる支援）

◎経済的な支援（学用品の整備として）

・金銭管理・指導（保護課）、きょうだい担任間で持ち物整理、母親への伝え方工夫

○保護者との関係作り

・きょうだいをもった担任は、次年度はちがうきょうだいの担任をする

・・・等々

【支援成果】

登校については、遅刻はあるものの欠席日数は軽減した。住環境については、猫の里親を見つける作業に苦慮したが、その間子どもたちが自分たちの身なりを「清潔に」ということではなく、「おしゃれに」といった意識づけができたことにより、大人からの指示だけではなく子どもたち自身が工夫して身だしなみを整えるようになった。さらに、登校日数の増加や自身の身なりに自信がもてたことも影響し、クラスメートと遊ぶ機会も徐々に増えていった。また、学習については、担任らの放課後学習支援がきっかけとなり、その後の地域の学習支援に移行することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・学校と関係が切れている家庭への介入のより支援を可能としたり、関係機関と保護者の間に入り連携を行うことで円滑な支援を可能とさせたりと、子どもや家庭を取り巻く環境を改善させ、不登校児童生徒を減少させた。

・各学校で校内相談体制作りができ、相談が明確化され、スクールソーシャルワーカーの活用や研修会を行うことで、教員の福祉に対する認識を向上させた。また、保育園、幼稚園、小・中学校の連携が深まることによって、不登校の予防的な取組が行えるようになった。

※平成27年度 相談件数1,721件 介入件数596件 解決件数290件

（2）今後の課題

・未配置校からの相談も増えているが、相談内容が多様であり、スクールソーシャルワーカーの配置人数が少ないため、十分に対応できていない。

・福祉以外にも医療や法律などの知識が必要であるが、現在の勤務体制では、十分な研修の機会を保障することが難しい。

熊本市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校の問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

熊本市教育委員会事務局学校教育部総合支援課教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、または関係諸機関等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

精神保健福祉士2人、社会福祉士4人、いずれもソーシャルワークの経験が3年以上ある者を配置した。勤務形態は、原則的に、一人あたり、土曜、日曜、祝日を除く週5日、1日5時間、週25時間勤務で、平成27年度の年間勤務時間は、1人1,100時間で、合計6,600時間活動した。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」を作成し、事業の目的や活動内容、派遣までの流れ等を示している。また、年度当初に市内全小中学校に「熊本市スクールソーシャルワーカー配置事業の実施について」を通知し、事業について周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー6人、教育委員会担当指導主事等

（2）研修回数（頻度）

①事例検討会（毎週） ②グループスーパービジョン（月1回） ③各スクールソーシャルワーカーの個別スーパービジョン ④ライブスーパービジョン（随時） ⑤外部SVによるスクールソーシャルワーカー研修会（年間3回）

（3）研修内容

【①～④】 ケースの進行管理、支援スキルなど資質の向上等

【⑤】 大学教授による各スクールソーシャルワーカー担当ケースや本市スクールソーシャルワーカー事業に対する助言等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・身近にスーパーバイザーがいることでスクールソーシャルワーカーが困ったときにすぐに相談でき、支援が充実した。また、困難事例への対応もスムーズにできた。
- ・スーパーバイザーがケースと熊本市の学校、子どもの状況を全体的に把握できるため、より効果的な支援が展開できるようになった。
- ・大学教授によるスーパーバイズを研修に取り入れたことで、スクールソーシャルワーカーの資質向上さらには本事業の運営面での充実を図ることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 SVが支援方針助言や困難ケースの支援等を行うことで、効率的・効果的な運用を図る。

（6）課題

派遣依頼数の増加に伴い、スクールソーシャルワーカーの対応ケースが多様化している。また、問題や課題が複雑なケースが多く、解決までかなりの時間を要する。今後も研修内容を充実し、専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】アルコールの課題を抱える母親との関係性から非行傾向となった中学生の支援のための活用事例

(④児童虐待、⑥心身の健康・保健に関する問題)

当該生徒は幼い頃に父親を亡くし、その後母親は再婚したが離婚し、母親と2人暮らしであった。小学校時代は学習にも部活動にも頑張りリーダーシップを発揮する児童であった。中学校に入学後、欠席が増えてきたことにより、担任は母親や近所に住む祖母とこまめに連絡を取るようになった。その中で、他校生徒との交流があり夜間の外出や外泊が増えていること、本人と母親の発言内容に食い違いがあること、祖母からの情報で本人と母親の関係がうまくいっていないこと等が分かってきた。このような状況の中で、母親の養育に課題を感じた学校からSSWへ支援依頼があった。

SSWは本人との関係を築きながら、面談により学校外での行動や家庭環境の聴き取りを行った。面談を数回繰り返す中で、本人と異性との付き合いや母親の転職、アルコールの課題等が明らかになってきた。SSWは本人と母親の関係を心配する祖母を通じて家庭訪問を行い、母親の思いを受け止めながら母親との関係を築いていった。同時に、中学校の担任や管理職、生徒指導主事や養護教諭と情報交換を行いながら、支援方法について検討を行った。SSWは本人と母親に対して今後必要と考えられる支援機関についての情報提供を行い、つなぎのタイミングを図ってきた。学校と協働で、警察へのつなぎを行った後も母子関係は改善せず、本人が家出をしたことにより児童相談所へ一時保護となった。本人が入所中もSSWは関係機関と母親の状況等について情報交換を行った。退所後はケース会議を開催し、それぞれの役割について確認しながら本人面談や家庭訪問を継続し、母親のアルコールの課題に対処するため保健師とのつなぎを行った。

母親の転職やアルコールの課題は改善と悪化を繰り返しているが、本人は母の状況に大きく捉われることなく自立に向けた道を歩み始めている。高校進学に向けた意欲も出てきており、警察署の学生サポーターによる家庭教師を活用し、学習にも取り組み始めている。

SSWは今後も学校や関係機関との連携・調整を図りながら、本人と母親の両者の自立に向けた支援を行っていく。

【事例2】生活環境の劣悪さにより不登校傾向になっていた中学生の支援のための活用事例

(①家庭環境の問題、③不登校)

当該生徒は、中学校に入学して間もなく、ひとり親である母親が仕事を辞めて家に引きこもるようになった。近隣には本人の祖父母がいるものの母親とは関係は悪く、近所との付き合いも絶っている状態であった。家庭には猫が多数飼われており、部屋の中は悪臭が漂い、寝起きする場所もないほど散らかっていた。そのような環境の中で生徒は母親を支える役割を担い、登校が難しくなり脱毛等の症状が出ていた。中学校の担任は毎日のように生徒を迎えに行くと同時に、遠方に住む親族に連絡を取り協力を仰ぐ等の対応をとっていたが状況はなかなか改善しなかった。

学校より依頼を受けたSSWは、家庭訪問を実施し母親と面談を行った。面談の中で、母親自身が幼少期から自身の両親との関係に悩み、心身のバランスを崩していることが分かった。SSWは家庭に対し福祉的な支援が必要と判断し、関係部署に情報提供を行い、ケース会議を開いた。また、生徒本人に対しては登校を支えるため、話し相手となる大学生の学校派遣を提案した。生徒は少しずつ別室登校をしながら、大学生とおしゃべりをして過ごす時間を楽しみにするようになり、脱毛等の症状も改善していった。

その後、母親は関係部署の働きかけで医療機関を受診し服薬を開始した。SSWは生徒との面談を継続する中で本人の思いを聞き、学校や家庭と情報を共有することに努めた。また、高校進学に向け、校内で関係機関を交えた支援会議を実施した。支援会議の中で家庭から離れた場所で高校生活を送ることが本人のために良いと考えられたため、本人が望む寮のある高校へ進学できるよう母親に説明を重ねた。

本人は希望する高校へ無事に合格し、SSWは卒業後の支援継続を関係部署に依頼し、支援を終結した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成27年度も前年度と同様、スクールソーシャルワーカーを6人体制で事業を進めた。市内の5つの区を1人のスクールソーシャルワーカーが担当し、1人はスーパーバイザーとして指導助言及びマネジメント等を行い全ケースに関わった。

【平成26年度】

- ・依頼人数：小学校285人、中学校208人、合計493人
- ・支援内容：家庭環境の問題411件、発達障害に関する問題317件、不登校262件（重複有）他
- ・終結人数：129人（終結率26.2%）

【平成27年度】

- ・依頼人数：小学校269人、中学校252人、合計521人
- ・支援内容：家庭環境の問題446件、発達障害に関する問題318件、不登校303件（重複有）他
- ・終結人数：209人（終結率40.1%）

(2) 今後の課題

- ・小中学校からの派遣依頼数が年々増加しているため、今後さらに効率的・効果的な対応をしていく必要がある。
- ・多様化、複雑化する相談内容に対応するために、SSWの資質・技能の向上を図る。
- ・学校や保護者に向け、スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解をさらに深める必要がある。

旭川市

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・児童生徒に見られる問題と思われる状況等の背景には、児童生徒を取り巻く家庭や地域等における環境が複雑化していることが要因の一つとして考えられることから、そうした環境へのアプローチの方法を探り選択肢を増やしていくためのサポートの一つとして、教育分野に関する知識に加え社会福祉等の視点を取り入れながら状況の改善を図っていくことを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・子育て支援部所管の子ども総合相談センターに配置し、児童虐待や不登校相談を受けている家庭児童相談員等との連携、情報の共有を行っている。
- ・学校数が多いことから市内全小中学校を対象に電話相談を中心とした派遣型の体制を基本とし、適時的な支援等を行うこととしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・精神保健福祉士、教員免許状の有資格者を1名配置している。
- ・旭川市非常勤嘱託職員、1週29時間勤務（月・火・木・金曜日の9：00～17：00）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・策定していない。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・旭川市独自の研修は行っておらず、道教委主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村SSWを対象とした研修会等に参加している。

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

道教委主催SSW連絡協議会、地域別研修会において、道教委担当者の説明、事例発表・質疑、研究協議を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・学校における今日的な課題及びSSWが求められること
- ・SSWが学校のニーズを共有するための具体的な方策

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

○活用方法

（6）課題

特になし

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（①⑥）

小学3年生男子。母、兄、本児による生活保護受給中のひとり親家庭。小学校は、母の養育姿勢や家庭生活の状況に不安がある。本児は大きな問題なく学校生活を過ごしているが多動気味。

母自身、本児の養育で悩んでおり、どこから手を付けたらいいのかわからない。長男にも、本児にも怒るが、体力的にかなわなくなってきた。母は支援してくれる人がいれば相談したいという状態。

SSWは、母親自身の成長過程の凸凹が現在の子供と向き合えない原因の一つと捉え、母親が自身の過去を振り返り、出来ていることと出来てないことを整理していく面接をおこなった。2週間に1回の家庭訪問を実施。

- ・母は自身の生育歴に劣等感を持っていて、きっかけを作った祖母に対しアンビバレンツな感情を持っている。
- ・子育てスキルが未熟で子供と同じレベルでけんかし、虚勢を張り、母親自身の優先順位を押しつける。

面接により、母はこれらのことに気づき、日常のエピソードを冷静に振り返ったり、トラブルを上手に回避できることが増えた。一方、本児に対してはADHDが疑われることから学校に発達検査の実施を依頼。平行してデイサービスの利用を開始。1～2ヶ月に1回の学校、デイサービス、SSWの情報共有の機会を設けた。

本児との関わる時間が長い学校を情報ターミナルとして、関係者が学校に情報を持ち寄り、タイムリーな対応を行った。SSWは学校が直接支援しにくい母親への心理的サポートを通して家庭内の安定を図り、本児への支援の選択肢をいかに多く学校に伝えていくかを主にして支援をした。

結果として、①母親は精神的な安定と母親としての自信を身につけ、余裕を持って子供を見ることができるようになった。子供の気持ちを理解しようと努力することで、自身の気持ちを押しつけることも無くなってきている。②本児は新年度から情緒学級に通い、デイサービスで学業の遅れもカバーできている。③学校、デイサービスが同じ課題を扱うことで本児の混乱は無く、一つ一つの課題を解決しながら次の課題に向き合っている。

【事例2】不登校のための活用事例(3)

小学校5年女子。母、姉、本児によるひとり親家庭。

小学校からSSWに連絡あり。家庭状況は元々乱れていたが、父が亡くなってから本児が不登校傾向。本児は自室に引きこもり昼夜逆転生活。母自身、心療内科の受診を考えるが行動に移せない状態。

学校が母来校時にSSWを紹介し、母とSSWを繋げてもらい、家庭訪問や来校による面接等を実施。母は父に全ての決定を任せ、言われたことだけを頑張っていたが、父の死後、依存出来ないためどうして良いかわからない。母自身のこだわりを優先させるため、本児の心の傷に気付かず、本児への関心も薄い。

また保護者との意思疎通が上手くできない原因は、保護者がメンタルの問題を抱えているかもしれないと考え保護者面接を行っていたが、面談等から本児自身も何か問題を抱えている可能性も考えられた。

当初はSSWと学校との同行訪問により母の支援者がいることを知ってもらうことや、母に対し、ご主人を亡くした後の緊張をゆっくり解きほぐしながら、母の信頼を引き出していく関わりが必要と考え、面接等を実施。しかし、関係機関からの情報により、母が本児の養育を出来ていないネグレクト状態になりつつあるとの認識を関係機関と共有。母から本児の発達に関して学校に相談があったため児童相談所を紹介し本世帯と児童相談所を繋げた。ただし、本児が児童相談所で検査等を行ったとしても、母親と本児との関わり方が大きく変化するわけではなく、母の受診は必要である。また母が受診出来たとしても、変化には時間がかかるためサポートが必要であり継続的な関わりが必要との判断をしている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成27年度においてSSWが対応したケースは25件(新規実数)であり、昨年とほぼ同程度であった。相談者や学校からの相談など1つ1つの相談に、訪問等を交えた対応ができた。
- ・問題を抱える児童生徒を支える保護者と担任(学校)の両輪が、問題の状況や支援のポイントとなるであろう事柄等についての情報の共有化を図ることができた。
- ・担任(学校)に対し、SSWが教員の視点とは異なる意見を述べる等、状況に応じた働きかけ方を検討し、共同しながらの取り組みを図ることができた。

(2) 今後の課題

- ・学校や関係機関等に対し、SSWを活用した相談や支援、状況の見立てや手立てを相談者と一緒に考えるというスタンス等についての認知、理解を得ながら相談支援活動を進めていく必要がある。
- ・関係機関との連携を一層密にした学校や保護者等への支援を進めていくことが必要である。

宇都宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれている複雑な家庭環境などを背景として発生する問題行動等，学校だけでは解決が困難な事案に対し，教育分野及び社会福祉について専門的な知識や経験に基づき，学校が福祉の関係機関等とこれまで以上に連携を強化して，問題の解決に当たることができるよう支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

学校現場からのニーズを的確に把握しながら対応するとともに，福祉部門等の関係機関との連携を図りやすくするため，児童生徒指導を所管する教育委員会事務局学校教育課内にスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置している。

採用にあたっては，市のHP等で募集要項を掲載するとともに，県社会福祉会に周知協力を依頼し，専門性を有する人材の確保に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 2名
- ・資格 社会福祉士の資格を有する者と，教育の分野において相談業務の経験がある者
- ・勤務形態 1週間当たり2人で21時間。原則として週3日，1日7時間。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW配置の目的や活用方法について記載した教職員用のリーフレットを配布した。また，校長会や児童生徒指導関係の連絡会議等で周知を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW，担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW活用事業研修会（県教育委員会主催，年1回）への参加
- ・市子ども家庭支援室との連絡協議（年1回）
- ・各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- ・SSWのあり方について
- ・事例研究会及びSSWの今後について
- ・個別の事例についての検討及び情報交換
- ・各種研修会内容に沿ったもの（家庭の貧困や不登校などについて）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・SSWのあり方について
- ・個別事案の検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：なし
- 活用方法：なし

（6）課題

- ・SSWのスキル向上を図るための効果的かつ体系的な研修のあり方

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（①④）

登校してきた児童生徒の体臭に、担任がネグレクトを疑い、学校長を通じて市教育委員会SSWに相談があった案件。SSWがすぐに調査を行ったところ、経済的な困窮により、入浴や食事が十分でないことが判明した。ただちに民生委員・児童委員と連携して保護者を福祉部局に繋ぎ、経済的な援助を施したところ、家庭の生活環境が改善された。また、滞納により貸家を立ち退かなければならない状態であることも判明したため、福祉部局と連携して転居先を確保した。その後、転居先の民生委員・児童委員や学校と当該家庭を繋ぎ、保護者の相談体制を確立させ、同じような状態に陥らない手立てを整えた。

【事例2】生徒の精神的不安定改善のための活用事例（③⑥）

精神的に不安定でありながら通院が滞っていた児童生徒の案件。実質的な養育者であった親類の体調不良による介護や、保護者の養育力不足などが重なり、通院が滞りがちになっていた。当該児童生徒に対しては、地区保健師と連携を図り通院勧告を行った結果、病院への通院ができるようになり、適切な医療が受けられつつある。同時に養育者である親類に対しては、病院の医療ソーシャルワーカーと連携を図ることで、家庭での介護負担が減り、当該児童生徒の支援に集中できるようになった。また、保護者に対してはSSWが直接介入し、学校や福祉などの手続きを直接指導することで、養育力の不足をカバーしている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成27年度

対応ケース	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規ケース(A)	4	5	3	2	1	4	4	3	6	0	3	1	36
支援継続(B)	0	4	8	11	11	10	14	17	18	24	23	26	
ケース累計(A+B)	4	9	11	13	12	14	18	20	24	24	26	27	
経過観察移行	0	1	0	2	2	0	1	2	0	1	0	1	10
業務内容													
関係機関との電話・面談	1	13	17	8	7	20	18	12	7	11	8	18	140
学校との電話・面談	6	7	15	6	6	23	28	21	15	15	23	16	181
保護者・児童生徒との電話・面談	2	0	6	0	5	12	6	10	7	7	16	12	83
ケース会議の開催・参加	8	1	2	4	0	2	0	2	0	2	3	1	25
児童生徒指導強化連絡会等参加	2	2	21	2	0	0	4	10	5	1	0	0	47

※平成28年度4月当初で26件のケースに対応
 ※平成28年4月～7月で新規ケースは10件



平成28年度7月末現在で
 36件のケースに対応

・平成27年度はSSW配置の初年度であったが、SSWの実効性が学校現場に広まり、学校からのSSWへの要請が高まっている。よって平成28年度では実質上の増員を行った。

⇒平成27年度：1週間当たり2人で21時間→平成28年度：1週間当たり2人それぞれ21時間

(2) 今後の課題

今後、学校からSSWへの要請件数の増加が見込まれることから、知識や経験豊富なSSWの継続的な人材確保、資質向上を図るための体系的な研修体制の整備、法令上の位置づけ、予算措置などが課題となっている。

前橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○学校だけでは解決が困難な事案等が発生し、学校からの相談や要請を受けた場合、青少年支援センター指導主事とともに学校に訪問し、人間関係性の見取りやカウンセリングから、事案の解決に必要な情報を収集する。

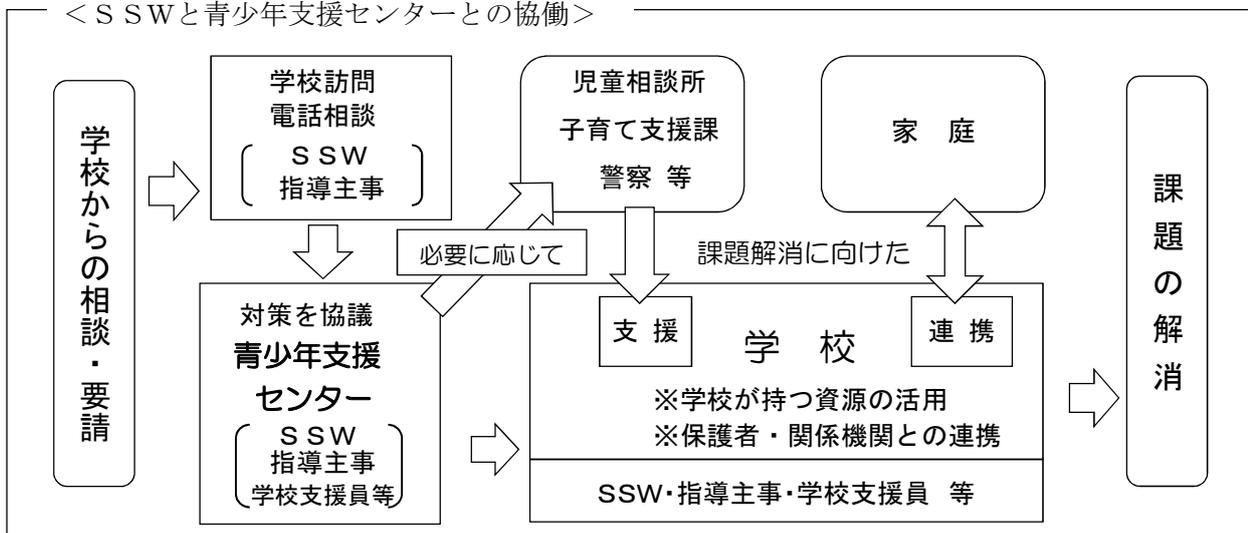
＜業務内容＞

- ①問題行動等にかかわる児童生徒の関係性の見取り
- ②関係した子どもたちや保護者の心のケア
- ③校内でのケース会議等への参加
- ④いじめ相談ダイヤルでの相談対応
- ⑤校内研修・PTA研修会等への参加

（2）配置計画上の工夫

○青少年支援センター内に配置し、必要に応じて各学校へ派遣する。

＜SSWと青少年支援センターとの協働＞

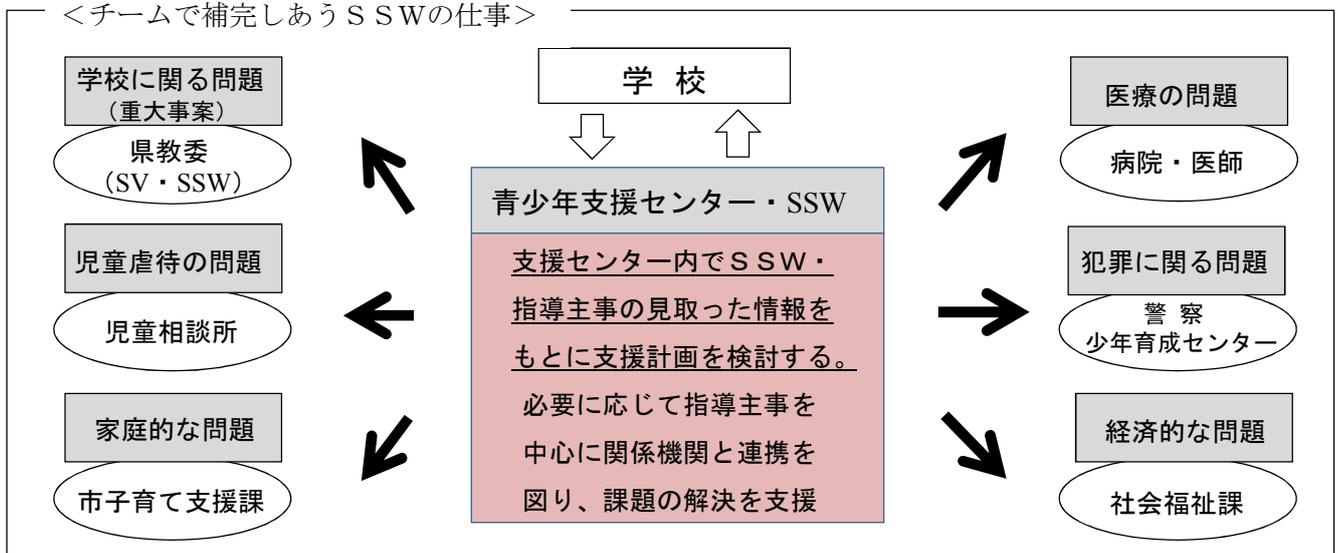


（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数：1名 ②資格：臨床心理士 ③勤務形態：5日/週、6時間/日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

＜チームで補完しあうSSWの仕事＞



＜各学校への周知方法＞

○校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校への周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- 本市SSWは1名配置のため、定期的な研修は開催していない。また、SVも設置はされていない。そのため、県に配置されているSVと協働して、効果的な支援のあり方について協議を行い、事例研究を元に教職員のコンサルテーションについて理解を深めた。
- 課題 ・SSWは定期的にスーパービジョンを受けて自己研鑽を重ねているが、すべて自己負担となっている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】事故による学校全体への緊急対応のための活用事例（⑥）

学校で生じた事故を受け、対象生徒と周囲の生徒へカウンセリングを行った。対象生徒のカウンセリングについてはSV、事故の報告を受けて不安定になり緊急支援が必要となった生徒にはSSW、日常から継続的に支援している生徒にはSCと役割分担を決めて対応したことで、支援体制と支援方針が明確になり、迅速に対応することができた。対象生徒については、SSW、SV、SCが情報を共有し、カウンセリングの様子を担当及び学年職員に伝え、学級経営に役立つ助言を与えるとともに、職員間に共通理解が図られた支援体制を築くことができた。また、医療機関との連携についても助言をし、保護者や兄弟関係を含めた家庭全体への支援へとつながることとなった。SSWによる支援においては、養護教諭がコーディネーター役割を担い、担任による健康観察や健康記録カードから危険要素の高い生徒を抽出してSSWと情報交換を密に取ったことにより、即時的な支援を行うこととなり早期解決を図ることができた。

【事例2】学級復帰を目指した不登校支援のための活用事例（③）

母親の養育能力が低く、基本的な生活習慣が確立されていないため、小学校低学年から不登校が継続していた。中学2年生から適応指導教室に通室したが、社会性が育まれていないため表現力や言語能力が非常に低かった。そこで適応指導教室指導員、学校職員、SSWで情報交換を図りソーシャルスキルトレーニングを行った。カウンセリングをベースに、興味のある話題を選択させ、時間をかけて会話を成立させる体験を重ねていったところ、自分が好きなことや苦手なことについて、意志表現をすることができるようになった。その後、SCにつなげ学校でカウンセリングを受けるため、定期的に登校することができるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○学校訪問 19校 適応指導教室 1教室 合計188回

- ①SSWを学校に派遣し、対人関係に課題のある児童の見取りを行い、教職員と情報を共有し指導に生かした。
- ②不登校が長期化し、対人スキルに不安を抱いている生徒に対してソーシャルスキルトレーニングを継続して行うとともに、保護者へのカウンセリングも同時に進めたことで、保護者の心理的負担が軽減され、生徒と保護者の関係性の改善に効果が見られた。
- ③予期せぬ事故が発生した際に、子どもたちとの面談を通して心のケアを行うとともに、関係職員へのカウンセリングを実施し、ストレスの解消を図った。
- ④各学校に配置されている学校支援員を対象に、特性のある子どもや悩みのある子どもの対応について、研修会を行い、支援員の指導力向上を図った。

（2）今後の課題

- ①SSWが一人体制であるため、複数の事案に同時に対応することが困難である。
- ②SSWの役割が認知され学校からの需要が高まってきたが、SSWの支援が効果的に行われ、学校の組織力が高まるものとするために、校内体制の整備と教職員の意識向上を図る必要がある。
- ③SSWの効果的な活用に向けて、学校内にコーディネーター的役割を担う職員を位置づける。

高崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめをはじめとする子どもの問題行動の原因や背景を広い視野からとらえ、家庭環境の改善を含めた組織的支援に参加し、支援全体の活性化や充実を図り、問題の解消を目指す。

学校への支援においては、校内のチーム支援体制づくり、関係諸機関との連携及び協力体制づくり、校内ケース会議の開催と活用、本人や保護者への教育相談、家庭訪問や関係諸機関利用への協力や情報提供等を行う。このような支援において、スクールソーシャルワーカーは福祉職としての専門性を生かし、支援全体の調整役も務めながら、学校の取組の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

市内小・中学校の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーによる支援対象地域を4地域に分け、拠点型・派遣型として該当する小・中学校への訪問支援活動を実施し、重点的に支援する。また、兄弟姉妹で小・中学校への支援が必要な場合もあるため、中学校区を区分として同じスクールソーシャルワーカーを配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー3名
- ・スクールソーシャルワーカーが有する資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、心理に関する資格【重複あり】
- ・週4日（月～木曜日）、1日7.5時間勤務、週30時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカー活用マニュアルを作成し、小・中・特別支援学校及び関係機関へ配布する。
- ・定例校園長会議や副校長・教頭会議や主任児童委員研修会等で説明する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・年複数回、研修会等へ参加。
- ・教育委員会に3人が勤務する日に、担当指導主事を含めた事例検討会や情報交換をする。

（3）研修内容

- ・児童福祉の観点から、発達障害、虐待、貧困の児童・家庭への対応について考える。
- ・事例コンサルテーション

（4）特に効果のあった研修内容

各スクールソーシャルワーカーが抱えている事例に対して、具体的な対応策についての研修を実施し、効果的な支援に努めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・現在、スーパーバイザーの設置はない。

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの増員
- ・研修の充実及びスーパーバイザーの設置

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 ①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携）⑥その他（発達障害に関する問題）

支援対象は、特別支援学級在籍の小学校1年生である。家庭環境は、父子家庭で叔母が同居している。

ある日、本児と弟が自宅からいなくなったことから、学校と警察が本児らを捜すことをきっかけに、スクールソーシャルワーカーの関わりが始まった。その後、弟は幼稚園が終わると父方祖母宅で過ごすようになったこと、本児を放課後デイサービスにつないだことから、どこかに行ってしまうことはなくなった。

また、スクールソーシャルワーカーは経済的に困窮している父親と相談し、生活困窮者自立支援法における住居確保給付金と自立相談支援事業による就労支援を勧めた。その結果、父親は正社員としての就労が決まり、社会福祉協議会から緊急小口資金の貸付を受け、当面の生活基盤を築くことができた。

父親は本児への関わりや養育に対して困り感をスクールソーシャルワーカーに示したため、児童相談所や子ども発達支援センターを紹介し、父親と祖母、叔母が相談へ伺うこととなった。

スクールソーシャルワーカーによるこれらの支援を通して、父や叔母の養育力向上のため、今年度も引き続き学校、放課後デイサービス、子ども発達支援センター、児童相談所と連携体制を維持している。

【事例2】 ①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携） ③不登校

支援対象児童は、朝から登校することができない「登校しぶり」であった。特に、月曜日は欠席や遅刻が多く、母親が送迎しないと登校できない状況であった。母親は児童を厳しく叱ることが多かったため、担任が「児童が甘えてきた時は受け入れてください」とアドバイスしていたが、母親の態度は変わらなかった。

母親は児童養護施設で育ったため、どのように子どもを育ててよいかわからないと訴えていた。また、児童は心療内科を受診し服薬もしていたが、児童のくわしい様子は学校も把握できていなかった。

スクールソーシャルワーカーは、校内ケース会議で「主治医から児童についての状況を聞くこと」を学校へ提案した。スクールソーシャルワーカーは、母親の了解を得た上で病院を訪問し、主治医から「児童は『注意欠陥障害』の症状を認める」との情報と、関係者（学校、保護者など）の役割分担について説明を受けた。スクールソーシャルワーカーは、その内容を学校に持ち帰り、校内ケース会議で担当者の役割を確認し、支援体制を整えた。スクールソーシャルワーカーは、母親や児童のストレスを解消するため家庭訪問し話を伺った。学校の対応も順調に行われた結果、母親のストレスが次第に軽減されてきた。また、本児も精神的に落ち着いてくる様子が見られ、欠席や遅刻の回数が減ってきた。

今年度も母親と本児の見守りを学校とともに続けている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援対象人数は、小学生80人、中学生93人
- ・訪問回数は、学校訪問728回、家庭訪問459回、関係機関訪問192回
- ・スクールソーシャルワーカーが支援した事案のうち、「問題が解決」または「問題が好転した」件数の割合は、支援全体の38.2%である。
- ・教職員とのケース会議だけでなく、関係機関と連携した活動を行うことで、家庭に係る問題など児童生徒を取り巻く生活環境の改善に、スクールソーシャルワーカーの支援は効果的なものとなっている。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保
- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修体制の充実とスーパーバイザーの設置
- ・学校からの要請に対する支援体制の見直し

川越市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、川越市の教育相談体制の一層の充実に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

川越市の相談機関である教育センター分室（リベアラ）にSSWを2名配置している。学校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 2名

資格 精神保健福祉士 2名 社会福祉士 1名 教員免許 1名

勤務形態 年間40日 1日6時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー配置要綱」を施行し、趣旨や業務等について市校長会、教頭研修会、生徒指導主任、教育相談主任の研修会を通して周知した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW 2名

（2）研修回数（頻度）

年5回（4月、7月、8月、10月、2月）

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・講話（SSWの業務 チーム支援と校内体制）
- ・教育相談コンサルテーション研修会、特色あるさわやか相談室づくり研修会に参加

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

○活用方法

- ・研修会の講師（講演）
- ・事例検討におけるスーパーバイズ

（6）課題

・複雑な事例が多く、事例検討が中心となっている。今後は配置型と派遣型、拠点校型と派遣型へと配置形態を移行させていく予定であり、学校内での対応のありかたについての研修が必要となる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③不登校）

〈ケースの概要〉

・小学生男子。母、祖父母、兄。母親は、病気で退院したばかりで十分な対応ができない。本人は、場面緘黙のようにクラスで話をする事はほとんどない。小6になり、段々とクラスに入れなくなり、登校も渋るようになった。毎日、祖父の送りで登校するが、相談室で1日過ごしている。

〈SSWの支援〉

- ・学校訪問し、ケースについてカンファレンスをした。
- ・学校にスチューデント・サポーターを派遣する。
- ・中学校入学に際し、小中合同でケース検討会議を行うとともに、中学校にもSSWが訪問。

〈成果〉

・スチューデント・サポーターの導入により、段々と本人が明るくなり、活動も活発になった。卒業式も参加することができた。中学校に入学すると、学級に入り、毎日登校できるようになった。

【事例2】保護者が不安定で養育が不十分な生徒のための活用事例（⑥その他）

〈ケースの概要〉

・中学生男子。父は精神疾患を持っており、母は父の介護で精一杯で、ご自身の不在時に父の状態が急変した際の緊急対応について極度の不安を抱いている。そのため、生徒の面倒まで十分にみることができず、徐々に生徒の遅刻が増えてきた。

〈SSWの支援〉

- ・学校訪問し、SCと一緒にケースカンファレンスを行った。
- ・学校訪問し、SC、さわやか相談員、母親と面談し、母親から直接「主訴」を伺った。
- ・学校訪問し、母親と面談。母の負担軽減のために、父を支援してくれる障害者相談支援センターを紹介。
- ・障害者相談支援センターに相談のため、母親に同行。母親と相談員とSSW三者で家庭支援方針を考えた。

〈成果〉

・母親は、障害者相談支援センターの支援を受けることで、生活が楽になり、信頼のおける相談先も見つかったため、精神的にも安定した。そのため、子の養育まで意識が向くようになり、本人の遅刻がなくなった。

・学校の相談機能と地域の相談機関をうまくつなげることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・2名のスクールソーシャルワーカー（週1、40日）が対応した件数 74件
そのうち、問題が解決・改善したケースは、44件。 解決・改善率は、59%
- ・27年度より、SSWの配置を開始した。様々な研修会を通して周知し、認知度も高まるにつれ、派遣依頼も増えている。
- ・大学教授のスーパーバイズにより、SSWの質が向上している。また、スーパーバイザーが率先してケースを担当しているため、学校からも厚い信頼を得ることができている。

(2) 今後の課題

- ・2名のSSWが市内56校を担当するため、定期的な訪問や事後を確認することが難しい。
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣依頼をする学校に偏りがある。SSWの認知度は高まりつつあるが、その活用についてはより一層理解を深める必要がある。
- ・困難事例が増えることが予想されるため、SSWの質の向上と研修の在り方を考える必要がある。